

# 現代日・中教育改革の動向と課題

比嘉佑典, 王 秋華

## 目 次

はじめに

### I 現代中国の教育改革

#### 1. 現代中国の教育改革の動向

- (1) 政府工作報告
- (2) 解放思想・改革の深化と教育事業の振興
- (3) 教育の歴史的発展と現状
- (4) 成人教育の現状
- (5) 少数民族教育

#### 2. 21世紀の中国教育改革

- (1) 教育改革の計画と展望
- (2) 教育計画の原則
- (3) 教育発展の戦略

#### 3. 教育改革の課題

### II 現代日本の教育改革

#### 1. 日本の教育制度の特質

#### 2. 臨時教育審議会の教育改革

- (1) 教育改革の基本方向と主要課題
- (2) 21世紀のための教育の目標
- (3) 生涯学習体系への移行
- (4) 高等教育の改革と学術研究の振興
- (5) 初等中等教育の改革
- (6) 後期中等教育の多様化
- (7) 教員の資質向上
- (8) 国際化への対応のための諸改革
- (9) 情報化への対応のための諸改革
- (10) 教育費・教育財政の在り方

#### 3. 臨教審答申と教育改革立法の動向

#### 4. 生涯学習の基盤整備について

- (1) 生涯学習の基盤整備の必要性
- (2) 生涯学習の基盤整備のための施策

#### 5. 新しい時代に対応する教育の諸制度の改革

- (1) 高校教育の問題点と改革の視点
- (2) 後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題
- (3) 生涯学習社会への対応

#### 6. 教育改革の課題

### III 日・中教育改革の方向

#### 1. 教育改革の共通の課題

#### 2. 教育改革の異なる課題

おわりに

## はじめに

本研究は、現代の日本の教育改革と中国の教育改革の比較研究を目的としている。近年アジアの諸国において、教育改革の論議がさかんに行われるようになってきた。日本、中国はもとより、韓国では1985年に韓国の國家長期発展構想・教育部門報告書<sup>(1)</sup>が出された。台湾においても、教育の制度改革に取り組んでいる。東南アジア諸国でもしかりである。このような教育改革の動向のなかで、とりわけ中国と日本の教育改革について、国際学術交流交換研究員王秋華氏（華中理工大学日本語学科講師）との共同研究を通じて明らかにしてみたいと思う。

## I 現代中国の教育改革

### 1. 現代中国の教育改革の動向

#### (1) 政府工作報告

1988年3月25日第七期全国人民代表大会第一次會議上において李鵬國務院代總理は、過去五年間の国内工作的基本総括<sup>(2)</sup>を行っているが、その中で特に教育に関して次のようなことを述べている。

教育体制の改革によって、各種類の教育事業は発展をとげた。基礎教育は、地方、各部門、企業等による管理運営を積極的におし進めた。義務教育法の実施に基づいて、小・中学校の教育の諸条件の改善と教師の素質の向上に努めてきた。職業技術教育ならびに高等教育の改革についても発展をとげ、科学技術の研究も発展し

た。成人教育は初めて体制を整え、在職者の企業内教育も強化された。さらに幼児教育、障害者教育、文盲の教育等も徐々に発展をとげたとしている。

このような過去の経過を述べた上で、今後の五年間の建設と改革の目標、方針と任務について述べているが、そこでは特に、教育の重要な役割についてふれている。

まず、科学技術と教育事業の発展と改革、および科学技術の進歩と労働者の素質の向上は経済建設に不可欠なものとして、科学技術及び教育についての改革の重点にふれている。

「四つの現代化を実現するためには、科学技術は鍵であり教育はその基礎である」と述べ、生産力及び経済の発展は全体の社会進歩と共にあって、それは科学技術ならびに教育事業の発展と不可分な関係にあると述べている。したがって、科学技術の進歩、知力の開発を強化することは、科学技術界、教育界のことだけではなくそれは全社会の一大事であることと見え、各省及び国を上げ情熱をもって科学技術と教育事業に取り組むことが重要であるとしている。その中で、特に教育事業については、次のような基本任務を明らかにしている。

我が国教育事業の根本的な任務は、社会主義建設のために全面的に発達した労働者と各種の専門的人材を養成することである。各学校では、生徒の徳育・知育・体育・美育の発展と併せて適当な労働教育を強化することである。教育の発展計画は、経済と社会発展の総体の企画の重要な部分にあたる。経済の発展に基づいて、国及び地方は教育経費を増加して我が国教育事業の発展を速めるべきである。

また、9年間の基礎教育を強化し、教育水準と全民族の素質の基礎を高めるのは、これからの教育事業の重点である。このための教員養成の必要、特に小・中・高校の教師の社会的地位を高め、学校の教育条件を改善しなければならない。そして学校教育と家庭教育は共に連携して、青少年の健全育成をはかることが重要である。さらに、社会の他方面の需求を満足させる

ために、都市と農村で一段と職業技術教育と成人教育を広げると共に専門的な内容を深め、継続教育と自己学習を奨励する。企業にあっては企業内教育を堅持して、労働者の技術水準と生産能力を高める。農村においては、青・壮年の文盲教育を必ず行わなければならない。農村教育と科学知識と農業の先進技術を結合して、農村経済の発展のために寄与することが重要である。

高等教育改革の目標は、社会の人材の需要と深い関係にあるので、教育内容と方法を改革し、学生の募集制度と卒業後の進路配分制度も徐々に改革する。また適当な競争制を導入して、学生の学習の積極性と主導性を啓発し教育の質を高める。さらに海外留学制度も拡大する。それは、我が国の近代化建設に必要であり、対外開放政策の具体的な現れである。

大学はまた、強大な科学技術院でなければならない。教育任務を完成すると同時に、教員については積極的に経済建設に結び付いた研究をしなければならない。我が国の高等教育は、一定の規模に達している。今後の発展の重点は、学校の規模の増加や量的拡大ではなく教育の質的向上と構造の調整にあるとしている。

その他に、学生の思想・道徳教育にも言及して、学生の政治思想工作の強化を述べている。このような教育改革によって、社会主義及び現代化建設に教育のはたす役割は重要であると指摘している。このような李鵬國務院代総理の教育改革の骨子は、具体的にはどのように実施展開しようとしているのか、そのことについてみてみたいと思う。

## (2) 開放思想・改革の深化と教育事業の振興

まず、教育改革の柱ともいえるべきことからみてみたい。それは、李鉄映国家教育委員会機関全体幹部大会（1988年5月24日）での総括<sup>(3)</sup>にみることができる。

十一期三中全会、つまり、1977年以来、国は教育に大きな力をそそいできた。この10年間の経過で教育は飛躍的に進歩したという。具体的に例を上げれば、普通九年制義務教育は1987

年で就学率が97.2%に上昇し、卒業率も95.1%に達したという。全国的に1240の県に初等教育を普及した。普及率60%だという。中等職業技術学校の学生は、高校段階の学生の40%に達している。専門人材育成の規模は増大している。1987年に我が国の高等教育(大学)の総規模としては400万人で、10年来普通の大学は270万人の卒業生を送り出した。これらは、建国以前の30年間に相当するという。

第7期人民大会では、特に教育について論議された。とりわけ、教師の待遇改善が問題となった。党中央教育委員と関係工作部門では、教育の重大な根本的問題を調査研究し、この解決の方法について中央に報告した。それらの、根本的な重要問題は、次の項目である。

第一に、教育計画の問題。この計画は、今世紀の末までにどのような教育の体系を作るかということである。そして、各種類の教育事業は、どのような規模になるのか、どのような方針と政策をとるのかということである。また現代化建設の実現に、教育のはたす役割はいかにあるべきか、といった根本的な問題である。

第二は、教育法立法化の問題。教育の法制化によって、教育事業の発展と教育計画について法律で保証する。学校と全体の社会の関係は、法律の手段によって運営する。学校の社会法人としての地位を明確にして、学校にもっと大きな自主権を与える。そのために、早々にも教育基本法を研究して制定しなければならない。教育基本法によって、教育の系統的な法体系を作らなければならない。

第三に、政治思想教育と道德教育の問題。これは当然、教育工作の中に存在する問題の一つである。今の政治思想教育と道德教育は、現在の改革、情勢に適應していない。基礎教育は、端的にいった進学率を追求する傾向にあって、徳育、知育、体育、美育の全面的発達という教育目的に適合していない。政治思想教育と道德教育は、以前と比較して弱くなっている。高等教育の方面でも、政治思想教育を強化しなければならない。新たな改革開放の時代の下で、ま

た社会主義商品経済発展段階の下で、政治思想教育と道德教育をどのように全面的に改革するかを明確にしなければならない。

第四に、教育体制改革の問題。中央の教育体制改革の決定から3年経過した。経済建設の発展と時代状況によって、全面的に教育体制改革について解決しなければならない新たな問題が出て来ている。改革の方策を深化し、早める必要がある。

第五に、教育改革問題。教育構造といっても、教育思想、教育内容、教育方法等であり、これは実際に各級、各種類の学校の現場から提出しなければならない問題である。経済、教育発展の不均衡の是正とともに、その改革について深く研究し問題を提起しなければならない。以上のこれらの問題の解決にあたっては、次の4つの事柄を考慮しなければならない。

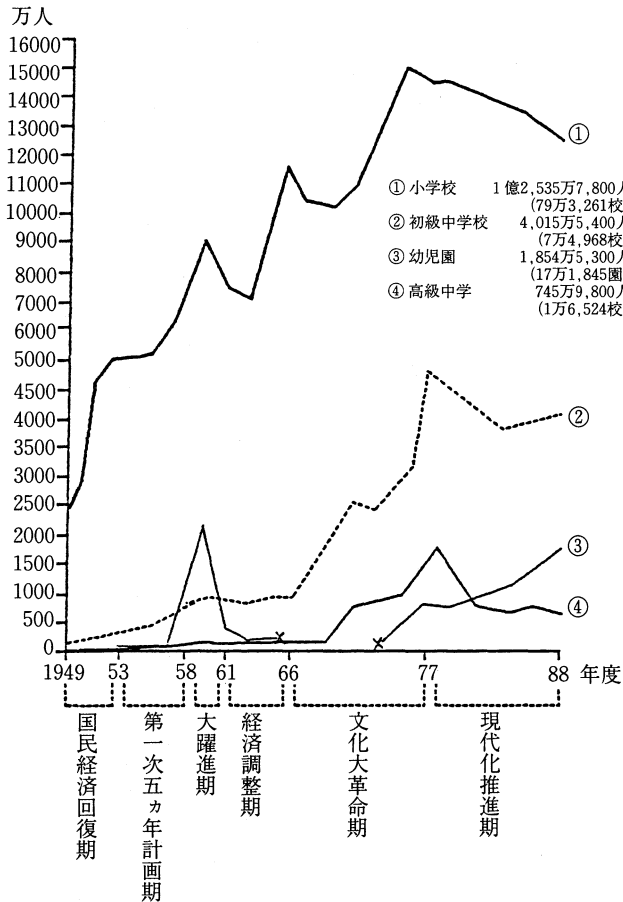
- (1) 教育経費の問題
- (2) 教師の待遇改善の問題
- (3) 教師の住宅問題
- (4) 教師の質の向上

以上あげた第五点は、現代中国における教育改革の重要な点である。こうした教育改革を実際のレベルで実現して行くには「下方権力」の立場が望ましいと強調している。

### (3) 教育の歴史的発展と現状

建国以来、中国の教育はどのような歴史的発展をとげてきたのだろうか。図1は、その過程を一目で概観できる。この図は、『現代アジアの教育』<sup>(4)</sup>の中国の章より引用したものであるが、一部手を加え(①小学校～④高級中学の1987年度の統計結果を88年度の統計結果と入れ換えた)である。この図からもわかるように、全体としては早い速度で伸びているが、時期で見て行くと起伏に富んで展開されていることがわかる。「国民経済回復期」から「文化大革命」までの教育の展開については割愛するとして、ここでは本論が目的としている1977年以降の「現代化推進期」についてふれておきたい。1977年8月の中国共産党第11期全国代表大会は「四つの現代化」の政策を打ち出した。つまり農

図1 中国の在学者数の変遷



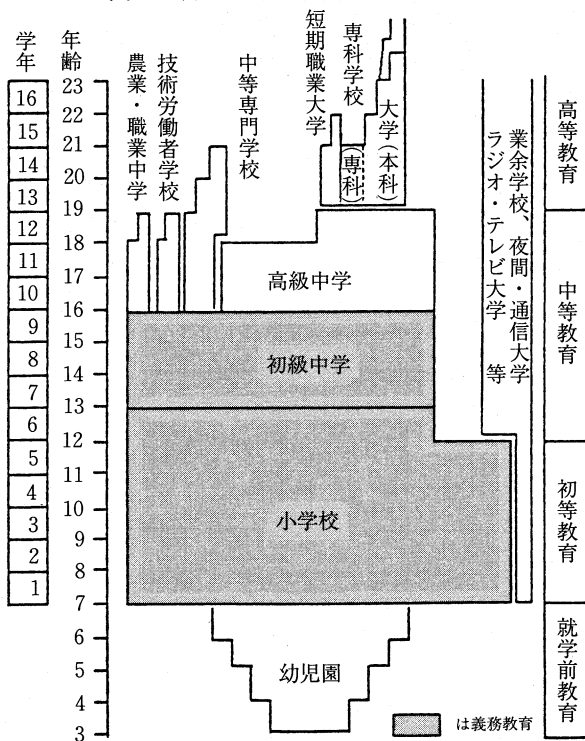
(注) グラフ末尾の数字は1988年現在の在籍者数・機関数である。  
幼稚園に関しては、1966～72年の利用可能な統計数字がない。

業、工業、国防、科学技術の発展をめざしたのである。この目標実現の鍵は、必要な人材の確保であった。その人材の要請は、教育によって実現されなければならないとした。つまり前述したように「四つの現代化を実現するためには、科学技術は鍵であり教育はその基礎である」ということに示されているように、教育の重要性に注目したのである。そして社会主義の発展と経済発展の基礎に教育をすえたのである。この教育政策は、今日でも変わっていない。

またこの図で注目しておきたいのは、文革時代の教育普及の上昇傾向である。文革中に生じ

た「読書無用論、反主知主義、教育の破壊」といった、マイナス・イメージが強かった筆者(比嘉)にとっては驚きであった。幼稚園をのぞいて、他の教育は文革期に急上昇している。その後、現代化推進期に入って、幼稚園以外は下降傾向になっている。これはどういう意味かというと、前述したように1977年以降の10年間は、教育の量的拡大から質的拡大へと政策転換して行ったあらわれだろう。量を増やすよりも教育の質の向上、教育体制の改革、各種学校の教育内容・教育条件の整備・充実に力を入れてきている。

図2 中国の学校系統図(1988年現在)



1982年に採択された憲法では、初等義務教育の実施を規定している。また1985年5月に出された「教育体制改革に関する決定」では、義務教育の年限を(前期中等教育を含む)9年間に延長することが決定された。さらに、1986年7月1日から、国全体としての「義務教育法」も施行されるなど、教育の体制改革が進行している。このように中国は、建国後はじめての義務教育実施に向けて歩み出したのである。

図2は、現代中国の学校系統図である。これらの学校に就学している生徒数、学校数、教師数等については表1のとおりである。

(4) 成人教育の現状

いわゆる社会教育の分野である。これまで主に学校教育(青少年)についてみてきたが、ここでは、成人教育についてみてみたいと思う。表2は、各及成人教育の基本状況である。この一覧表からもわかるように、現代中国は成人教

育に大きな力を入れている。このような多様な教育機関を通じて、成人教育を行うことによって社会主義の発展及び生産力の発展・経済建設を達成しようという目標がかかげられている。

また他方では、成人教育を積極的に進める目的として「識字事業——文盲の教育」がある。中国教育年鑑(1989年)の成人教育の最初の項目で、国務院(国家教育委員会)の制定した「反非識字に関する実施規則」<sup>(5)</sup>のことが取り上げられている。

識字事業は建国以来の歴史的な任務として、国を上げて取り組んできている。ちなみに1987年には、158万人の非識字者をなくするという成果をあげている。しかし人民政府の報告によれば、12才以上の非識字者の数は2億2000万人で、全世界の非識字者の約4分の1にあたるという。

1985年時点で、世界の非識字者(15才以上)

が8億8,900万人いると推定されており、アジアは6億6,600万人で、非識字者のほとんどがアジア地域に居住している。中でも中国は、インドについて最も多い地域とされている。このようなことから中国では、識字事業に全力をあげている。先に上げた規則では、まず第一に「識字教育を受けることの出来ない者を除いて、すべての15才から40才までの非識字者あるいは半識字者は、性、国籍、人種に関係

なく識字教育を受ける権利と義務がある」ことを明記している。この規則では、中国の現状を考慮し識字の標準を定めている。つまり農民は1500字の漢字、企業や機関団体に働く労働者あるいは都市に住む住民は2000字の漢字能力である。この能力は新聞や簡単な文章を理解することと、簡単な文章を書くことのできる能力である。この基準に達した者には「識字証明」が与えられることになっている。

表1 1988年全国各級普通学校基本情况（中国教育年鑑）

単位：万人

|            | 学校数<br>(所) | 卒業<br>生 数 | 募 集<br>人 数 | 在 校<br>学 生 数 | 教 職 員 数 |             |
|------------|------------|-----------|------------|--------------|---------|-------------|
|            |            |           |            |              | 計       | 其中：<br>専任教師 |
| 総 計        |            |           |            | 19859.11     | 1281.71 | 996.63      |
| 一、普通高等学校   | 1075       |           |            |              | 99.36   | 39.32       |
| 1. 研究生     |            | 3.63      | 3.22       | 10.08        |         |             |
| 2. 本専科     |            | 55.35     | 66.97      | 206.59       |         |             |
| 国家任務       |            | 46.38     | 54.30      | 179.17       |         |             |
| 委託養成所      |            | 4.27      | 6.31       | 16.71        |         |             |
| 自費生        |            | 0.42      | 4.22       | 5.49         |         |             |
| 幹部専修科      |            | 3.47      | 1.67       | 4.07         |         |             |
| 教師本専科      |            | 0.81      | 0.47       | 1.15         |         |             |
| 二、普通中等学校   | 104580     | 1548.62   | 1782.38    | 5246.82      | 468.43  | 338.95      |
| 1. 中等専門学校  | 4022       | 59.57     | 77.64      | 205.17       | 47.60   | 22.53       |
| 中等技術学校     | 2957       | 39.22     | 54.05      | 136.82       | 37.04   | 16.77       |
| 中等師範学校     | 1065       | 20.35     | 23.59      | 68.35        | 10.56   | 5.76        |
| 2. 普通中学    | 91492      | 1407.79   | 1584.74    | 4761.52      | 389.67  | 295.96      |
| 高 中        | 16524      | 250.56    | 244.27     | 745.98       |         | 55.69       |
| 初 中        | 74968      | 1157.23   | 1340.47    | 4015.54      |         | 240.27      |
| 3. 農業、職業中学 | 8954       | 81.01     | 119.59     | 279.37       | 30.77   | 20.28       |
| 高 中        | 7538       | 69.19     | 101.02     | 234.09       |         | 17.72       |
| 初 中        | 1416       | 11.82     | 18.57      | 45.28        |         | 2.56        |
| 4. 少年院     | 114        | 0.25      | 0.41       | 0.76         | 0.39    | 0.18        |
| 三、小 学      | 793261     | 1930.34   | 2123.28    | 12535.78     | 614.24  | 550.13      |
| 四、特殊教育学校   | 577        | 0.50      | 1.33       | 6.31         | 1.77    | 1.19        |
| 五、幼稚園      | 171845     |           |            | 1854.53      | 97.91   | 67.04       |

実際に識字事業は、次のように展開されている。

1. 中国政府の各部門、各界、住民に対し識

字が経済建設のために重要であることの意味を理解させる。青年及び婦人団体、労働組合の啓

発活動に責任を持つ人々及び学習者に対し動機

表2 1988年全国各級成人学校基本状況（中国教育年鑑）

単位：万人

|                   | 学校数<br>(所) | 卒業<br>生数 | 募集<br>人数 | 在校<br>学生数 | 教職員数  |             |
|-------------------|------------|----------|----------|-----------|-------|-------------|
|                   |            |          |          |           | 計     | 其中：<br>専任教師 |
| 総計                |            |          |          | 3013.38   |       |             |
| 一、成人高等学校          | 1373       | 75.39    | 69.83    | 172.76    | 19.43 | 8.69        |
| 1. ラジオ・テレビ大学      | 40         | 27.50    | 19.19    | 45.38     | 2.42  | 0.97        |
| 2. 職工高等学校         | 888        | 13.53    | 9.62     | 28.80     | 8.16  | 3.70        |
| 3. 農民高等学校         | 5          | 0.07     | 0.04     | 0.07      | 0.04  | 0.02        |
| 4. 管理高等学校         | 171        | 2.60     | 3.25     | 6.17      | 3.78  | 1.41        |
| 5. 教育学院           | 265        | 10.12    | 12.39    | 27.62     | 4.99  | 2.57        |
| 6. 独立通信学院         | 4          | 1.50     | 0.58     | 1.21      | 0.04  | 0.02        |
| 7. 普通高等学校開設       |            |          |          |           |       |             |
| 通信部               |            | 14.97    | 18.89    | 47.77     |       |             |
| 夜間大学              |            | 5.10     | 5.87     | 15.74     |       |             |
| 二、成人中等学校          | 57287      | 1188.92  | 1120.65  | 1231.11   | 37.74 | 20.94       |
| 1. 成人中等専門学校       | 5014       | 50.18    | 58.20    | 179.81    | 18.97 | 10.08       |
| ラジオ・テレビ<br>中等専門学校 | 113        | 9.93     | 12.39    | 36.61     | 0.81  | 0.34        |
| 幹部中等専門学校          | 395        | 2.17     | 3.36     | 6.35      | 1.43  | 0.75        |
| 職工中等専門学校          | 2098       | 15.50    | 19.90    | 54.09     | 8.66  | 4.39        |
| 農民中等専門学校          | 291        | 1.73     | 3.27     | 6.33      | 0.91  | 0.50        |
| 教師研修学校            | 2117       | 20.86    | 19.28    | 76.43     | 7.16  | 4.10        |
| 2. 成人中学           | 11294      | 76.00    | 87.59    | 118.32    | 6.37  | 4.17        |
| 職工中学              | 6241       | 52.36    | 58.63    | 73.67     | 5.04  | 3.20        |
| 農民中学              | 5053       | 23.64    | 28.96    | 44.65     | 1.33  | 0.97        |
| 3. 成人技術養成訓練<br>学校 | 40979      | 1062.74  | 974.86   | 932.98    | 12.4  | 6.69        |
| 職工技術養成訓練<br>学校    | 7536       | 284.22   | 196.58   | 207.58    | 5.55  | 3.15        |
| 農民技術養成訓練<br>学校    | 33443      | 778.52   | 778.28   | 725.40    | 6.85  | 3.54        |
| 三、成人初等学校          | 185482     | 1305.84  | 1478.28  | 1609.51   | 14.81 | 6.97        |
| 1. 職工初等学校         | 3069       | 20.90    | 24.97    | 29.18     | 0.68  | 0.30        |
| 2. 農民初等学校         | 182413     | 1284.94  | 1453.32  | 1580.33   | 14.13 | 6.67        |
| 其中：文盲班            |            | 144.23   | 158.77   | 203.08    | 2.16  | 1.13        |

を与え、学習を組織させた。農業部門と科学技術部門の人々に対しては科学知識を識字後教育と連携し、一般大衆が科学を学び、活用することを援助させた。農村における各学校は識字教育の原動力であった。学校の教室を活用し、夜間学校を開設、教員と学生を協力させた。一方、退職教員、公務員を識字事業に参加させ、識字学級に協力させた。

2. 識字教育と初等教育、識字後教育の密接な連携をはかり、学校を中途退学した児童、青少年のための識字教育を開発した。これは教育の普遍化と新しい非識字者の防止をもたらした。

3. 識字教育の内容は現実生活に対応し、その要求に応えるものとした。中国における識字教育の内容は一般大衆の生産と生活のニーズを内容としている。それと共に現代の課題である政治教育、法律、イデオロギー、道徳についての教育を行っている<sup>(6)</sup>。

このように中国における社会教育は、前述した識字者の成人教育と、非識字者の教育も含めていろいろ課題が残されている。経費（財政）の面からみても、これらの成人教育事業をどう実現するのか今後の大きな課題だといえるだろう。

#### (5) 少数民族教育

中国にとって、少数民族の教育問題も、教育改革の大きな課題の1つである。1988年における民族教育政策<sup>(7)</sup>は主に改革の深化を重視して、初等教育と職業技術教育の普及に力点をおき、特に少数民族の言語（文字）教材の開発を強化している。

それらを実現するために、民族地区調査研究の強化をはかる。研究を通じて、民族地区の特殊性にあった教育の改革の方針と政策を決める。特にチベット地区に対して、特別の措置をもってのぞみ、チベット民族教育事業の発展について、チベットの特性を生かした教育管理体制、学制年限、学力対策、教育内容等の改革を行い、今世紀までの重点施策として基礎教育の強化、師範教育の発展、職業技術教育と成人教

育の発展、高等教育の充実をはかるとしている。

この少数民族教育も、現代中国のかかえる大きな問題である。民族の独立運動・紛争が世界のあちこちで持ち上がっている中で、民族の言語・文化・伝統といった特殊性をどのように生かしながら、国全体として統一していくのかという課題が残されている。筆者らは、この夏にインドネシアの教育事情を調査して回ったが、この国ほど多民族・多言語、宗教の異なるところはないほど複雑多様であった。だから「多様の中の統一」が、国のスローガンになっていて教育の普及にとって大きな課題をかかえている。中国の教育改革にとっても少数民族の教育問題はさけて通ることのできない課題だといえるだろう。

## 2. 21世紀の中国教育改革

### (1) 教育改革の計画と展望

国家教育委員会は、来たるべき21世紀の中国教育について展望しているが、教育発展計画の基本路線<sup>(8)</sup>について、次のように確認している。

我が国の学校教育は、千万の教職員と2億人の学生を有する膨大な教育事業である。それに在職教育、社会教育等も含めて全人民の一大事業である。我が国経済と社会発展は、教育事業に対して他方面の問題を提起した。教育事業の発展は、経済発展の制約を受けざるを得ない。両者は密接な関係にあって、共に調和的な発展をとげなければならない。この計画的な事業は、社会主義国家にとって特別に重要なことである。十一期三中全会後、あらためてマルクス主義思想の路線を確認し、党と国家の事業の重点は経済建設の上に移した。本世紀末21世紀の初期にその戦略発展の目標を確立した。そして、経済と社会発展の戦略的研究と、中・長期の明確な発展の見通しを立てた。「中共中央教育体制改革の決定」は、我が国の教育事業の発展についての全体像をえがいている。1985年以来、全国各地に15ヶ年の人材需要予測と教育計画の事業を実施してからもう4年を経過し



た。この基礎の上に、国家教育委員計画事務室は、全国15ヶ年教育計画研究を制定した。それによって、教育計画が進められている。

次に、これらの教育計画の基本的な事項について、取り上げてみたいと思う。

## (2) 教育計画の原則

国家教育委員会教育計画事務室刊行の『面向二十一世紀の中国教育』によれば、国の教育計画の原則について、次のように述べている。

我が国の未来の経済と社会発展の戦略の目標は、国情と教育状況の科学的分析及び教育発展への客観的な規律にある。これらはすべて、教育計画に依拠するものである。われわれが教育計画を制定する原則は、未来展望（面向未来）、需要への適応、系統的調和、効益視点、基礎の重視、各地方による政策の進行条件に従って発展を考慮する等の発展的条件によって定められている。これらの、基本原則についてみてみよう。

### 《未来展望》

未来の教育の重要な点は、今後18年の間に養成される学生は、21世紀の初期に生活する。だから、未来の需要に適応しなければならない。教育自体の周期は長い、したがって学制改革と学校の建設・成立と教員の養成等については10年計画で行う。我が国の基本は、社会主義と現代化の実現という任務と、世界の技術改革のきびしい挑戦に向かって、21世紀の前半のために人材を育成する準備を進めなければならない。そのために、教育に高い標準を要求する。人材需給の予測と教育発展計画の制定は、必ず経済研究と社会的・長期の発展への水準におかねばならない。産業の構造と国民の収入の分配は、科学技術の基礎の上において同時に経済と社会発展の水準の制限を受けなければならない。だから、教育部門の人々は経済研究及び教育の需給を研究せねばならない。このようにして、教育は積極的に未来の需要に適用することである。

### 《需要に適応する》

「中共中央教育体制改革の決定」の要求は、各

部門、各種類の教育が、積極的に経済と社会発展の多方面の需要に適応しなければならないが、しかし教育の任務は社会主義現代化建設の需要に必ずしも適応していない。そこで教育は、つねに経済と社会発展の需要に立脚しなければならない。異なる経済発展の水準、異なる社会制度と社会発展の目的の下では、教育の需要もおのずと異なる。経済と社会の発展は、それに基づいて教育の規模、速度、水準、構造等も発展する。国民の生産性（GNP）は低く、発達している国家と比べて3、40倍の相違がある。需要の適応は主に実情の研究、科学的な判断によって行われるが、教育計画の出発点もそこに根差している。

### 《系統的調和》

制定計画は、系统工程といわれている。教育計画もその例外ではない。最も基本的な要点は、系統的観点に立つことである。系統的観点は、マルクス主義の認識論に依拠している。事物の弁証法的発展の法則を重視すること、またわれわれの、系統観念、系統思想はマルクス主義の基本にかなうものである。経済と社会における人材教育の発展も、この系統的観念に即応するものである。教育計画は、教育内外他方面の複合的な系統で実現されなければならない。教育と経済社会発展は、各種各形式の教育つまり高等教育や基礎教育、普通教育と職業技術教育、職前教育と職後教育、学校教育と社会教育、教育的投入と産出、教育事業の発展的な諸要素、教師の資質、施設設備と経費等等、さらに政策の決定、政策の要因、教育思想等の他方面が、それぞれ相互に関係しあい、相互に制約しあって全体的にバランスをとり調和的統一をはかることが重要である。これまでの過去の教育は、この点の配慮がかけていた。

### 《公益視点》

あらゆる思想、文化、教育部門は、あらゆる社会公益を自己の活動の唯一の目的としなければならない。われわれは、教育の成果を考慮するならば、この公益視点は究極の目的である。

### 《基礎の重視》

「中共中央教育体制改革の決定について」では、9年の義務教育を重視することになっている。民族の素質を高めることは、21世紀に向かっての国家発展の一大事業である。これまでの基礎教育は貧弱であり、質的にも量的にも低下していた。小学校で解決すべきことは中学校で、中学校で解決すべきことは大学でと、各段階での教育を質的・量的・効率的に進めていかなければならない。

#### 《各地方による施策の進行》

教育の発展は、経済社会的条件の制約を受ける。したがって経済水準の格差、民族・文化伝統の格差、自然地理的条件の格差、基礎教育の格差等を考慮して、各地方はこれらの条件によって施策を決め、押し進めることが重要である。

#### 《条件に従って発展を考慮する》

教育部門の責任は、教育法規によって管理し、教育の発展は経費及び教師の質的条件が前提である。条件によって発展を考慮するということは、つまり教育的投資の効益と社会効益との統一的条件のもとで発展努力することである。我が国では、経済と社会状況の格差が大きく、また教師の資質、施設設備、経費等の条件は、地方によっていろいろと格差がある。したがって中央の政策・方針の研究体制と地方の教育条件の実情と連携統合して教育の発展を考慮することが重要である。

以上あげた7つの点が、中国の教育改革を考える場合の基本原則である。次に、それではこのような教育計画の基本原則にしたがって、どのように教育改革を押し進めて行こうとしているのか、その戦略についてみてみよう。

#### (3) 教育発展の戦略

教育は「長期の行為の典型」であるとする考え方を基礎に、教育の発展的戦略をうちだしているが、その発展的戦略は政府の政策、社会の影響に関係が深く、特に基礎教育の結果は何十年もの長期の間に次第に現れてくるものだとしている。だから、そのための研究と実地は比較的重要な教育の戦略であるとしている。

国は党の十三大の提出した「百年大計、教育為本」をもとに、教育改革の戦略を計画しているが、この教育改革の構想はこれまで以上に重要視されるようになった。1988年5月に、國務委員教育工作検討小委員会が提出した「我が国教育発展戦略、方針政策、発展計画的構想」(意見書)は、21世紀に向けての教育改革の骨子が述べられている。社会主義の初級段階における教育の歴史的使命として、以下の4点が重視されている。

① 社会主義初級段階では、生産力の発展はすべて仕事中心である。社会生産力発展に有利かどうかは、われわれは一切の問題を考慮する出発点と一切の仕事の標準を検査する根本的標準である。したがって教育事業を考慮することは、必ず生産力を発展させるための必須任務である。それは、社会主義現代化を実現する中心任務である。

教育の目的は、労働力的素質と専門的人材の養成であるが、その他に人民の精神的文化的な養成と満足を与えることも重要で、それは崇高な社会目的でもある。

② 我が国の生産力はまだ遅れているので、21世紀の中頃までに中等発達国家の水準に達するという高い要求を打ち出す。現在は経済水準は低いが、21世紀の中頃までにGNPは中等国家の水準に達し、基本的には現代化を実現する。これが高い要求である。

③ 上記の目標をなにもによって実現するか、重要なことは21世紀の我が国の人的素質にかかっている。経済の二つの生産要素は投資と人力である。人的素質を高めるのは、正に教育の任務である。

④ 百年大計、教育為本。今から21世紀の前半までに高質の労働者を育成し、世界で一流の競争力に対抗しうる労働力をもつという一点に集中する。一流の基礎教育を行い21世紀を迎えることは、われわれにとって厳しい挑戦である。

#### 3. 教育改革の課題

これまで、現代中国の教育改革についてみて

きた。改革の中心課題は、社会主義建設と経済発展の基礎に教育を重視するということであった。この目的実現のために、教育改革の構想をうちだし、国を上げての一大教育事業を展開しようとしている。千万人の教職員と二億人の学生をかかえたこの膨大な教育事業は、その規模からみて教育改革の構想どおり改革していくのはなみたいていのことではない。構想どおりいかないのが現実である。その中からいくつか課題だと思われることを若干挙げておきたい。

第一点は、教育法の法制化とその実施の課題である。1986年に、中華人民共和国義務教育法<sup>(9)</sup>が施行された。それによると「国は、九年制の義務教育を実施する。(以下省略)」(第二条)と定め、「国家、社会、学校および家庭は、学齢期の児童、少年の義務教育を受ける権利を、法の定めるところによって保証しなければならない」(第四条)としている。そして「地方の各級人民政府は、小学校、初等中学校を合理的に設置して、児童、少年が近くの学校に入学できるようにする」(第九条)となっており、すべての児童、少年に教育権を保障している。しかし、現実には、義務教育を普及させるにはいろいろな問題をかかえている。

たとえば、経済の発展している沿岸地区と経済の立ち遅れている内陸農村地区とではかなりのひらきがある。しかも、就学の点からみても、小中学生の中途退学が多く問題となっている。「この中途退学者増加の原因としては、私営企業・個人営業者が法律を無視して16年未満の児童・生徒を雇用していること、親が目先の利益に囚われて子供を見習工にしたり、商売、家事の手伝いをさせていること、学校教育が単調で教材も陳腐であり実際とかけ離れているために嫌学現象が起きていること、義務教育にも拘わらず高い学費や授業料を教育経費の不足のために徴収している所があり家計の負担となるため親がやめさせていること、留年者が依然として多いことなどが挙げられている」。<sup>(10)</sup>義務教育法第11条には「父母または保護者は、学齢に達した子女または被保護者を所定の時期に入学

させ、所定の年限の義務教育を受けさせなければならない。……いかなる組織または個人であれ、義務教育を受けるべき学齢の児童、少年を募集し、就業させることは、これを禁止する。」となっており、さらに第15条では「……学齢期の児童、少年で、義務教育をうけるために入学しない者については、地元の人民政府がその父母または保護者を批判、教育し、その子女または被保護者を入学させるよう有効な処置をとる。学齢期の児童、少年を募集して、就業させた組織または個人については、地元の人民政府がこれを批判、教育し、その募集、採用を停止させる。情状の悪質なものに対しては、なお罰金を科し、営業を停止させるか、営業許可書を無効にすることができる。」となっている。こうした条文の背景には、先に述べた問題が存在していることをものがたっている。こうした諸問題をいかに克服していくのか、今後の課題である。

第二点は、教師の待遇改善と質の向上である。そのことは、前述した通り教師の社会的地位も含めて、教育改革の重要課題のひとつである。義務教育法第13条には、師範教育の強化、教員の養成、教員の資格の検定制、教員の教育事業への奨励等がうたわれている。第14条には、「全社会は教員を尊重しなければならない。国は、教員の合法的權益を保障し、教員の社会的地位の向上と教員の物質的待遇の改善のための措置を講じ、優秀な教育関係者を表彰する。……」と規定している。教育の量的拡大から質的拡大へ改革をおし進める上からも、教師の質の向上は不可欠のものである。1987年11月、國務院は「中小学校教師の給与待遇の向上に関する通知」を出し、中小学校教師と幼稚園教師の現行の給与標準を10%高めるように規定しているが、それにもかかわらず、中小学校教師が退職して個人営業で商売を始めたり、また優秀な教師が企業に引き抜かれるということがあつたといわれている。国家統計局の試算でも小中学教師の月平均給与水準は、調査した12の職業の中でも第11位で、経済的地位は

低いとされている。また、「教師の日」が制定されても、依然として社会的地位は低いといわれている。

これらの実情を具体例でみてみると、たとえば「広東省の中山市と東莞市では1988年にそれぞれ400人余り、800人余りの教師が退職し、広東省のある地区では88年に800名の教師が離職したために148カ所の学校が臨時閉鎖し、3000名の学生が学校に行く機会を失い社会不安を引き起こしている。上海市でも87年には小中学教師の200名余りが自費出国留学し、400人余りは他の系統の職業に就き、それらの大多数は学校の中心的教師であった。このような状況の中で、天津市の教師に対するサンプル調査では、57%が普通教育関係で仕事を続けることに不安を持っていることが示されている。1984年9月から87年9月までの3年間で退職した中学教師と教職に就かなかった高等師範院校本科卒業生は合わせて13万人に達する。同時期、初級中学を退職したり、師範専科学校卒業で教師にならなかった者は17万人に達している<sup>(11)</sup>」。加えて、師範院校入学志望者の減少傾向が追いつけをかけている。これらの問題は、教育改革の上でどうしても解決しなければならない重要課題である。

第三点は、教育経費の問題である。これは、もっとも重大な課題である。教育改革構想を全体的に実現するには、財政的な裏付けがなければ不可能である。先にあげた、教師の待遇改善にしてもしかりである。

義務教育の改革、高等教育の改革、成人教育の改革、少数民族教育の改革、非識字者教育改革等の膨大な改革に必要な教育経費の捻出は、国にとって最重要課題である。「1985年の統計によれば国民総生産に占める教育経費の比率は2.34%であり、81年の19の発達国家の平均5.5%、134の中程度の発達国家の平均4.1%と比べても低い。さらに、国民所得に占める教育経費の比率も2.7%で発達国家が6～10%、大多数の国家が3～5%であるのに比べて低い。また、国家財政総支出に占める比率も大多数の

国家が15%前後であるのに対して中国で9.98%である。加えて一人当たりの平均教育事業費が世界の最低のレベルにあること、長年の高等教育優遇政策によって小学：中学：大学の1人当たりの教育経費の比率が1976年で1：2.6：107、82年で1：2.8：63と極端な差があることである。今後これらの教育経費の増加、しかも義務教育段階によりお金をかけるという問題を克服していかなければならないのである」<sup>(12)</sup>。

## II 現代日本の教育改革

### 1. 日本の教育制度の特質

#### (1) 近代学校制度の成立

日本における近代的教育制度の基礎を定めたのは、1872（明治5）年である。「学制」を頒布して、国家の独立の維持と欧米列強なみの国家にするための「近代化」の実現を最大の課題とし、それを担うにたりる人材の育成を求めて教育に大きな期待をかけた。

まず、中央集権的教育行政を採用し、中央教育機関としての文部省が全国の教育行政を統轄するように定めた。そして学区制をしいて全国を8つの大学区に、各大学区を32の中学区に、さらに各中学区を210の小学区にわけた。この学区制は文部省の統轄の下に、学校設備の基準、地方教育行政の基礎単位でもあった。

学校は、単線型学校制度を採用した。小学校、中学校、大学の三つの階梯で編成し（別枠として師範学校がある）、小学校から中学校、中学校から大学へ進学できるとした。この単線型学校制度は、日本の教育制度の特質を形作っていくのである<sup>(13)</sup>。

学制の雄大な教育改革は、学校教育の急速な普及を図ったがために、財政難と国民への教育費の過大な負担等もあって困難をきたしたが、その後の教育改革によって学校教育制度は普及の度を高めていった。30年後の1902年には、小学校への就学率が90%を超え、50年に近い1920年には99%とほぼ完全就学を達成している。それに続いて中学校への進学率も上昇し始

め、1940年には25%と4人に1人という割合になっている。こうした進学率上昇の傾向は、第二次大戦後の学制改革やその後の高度経済成長等によっていっそう加速された。こうした結果、現在では小・中学校等の義務教育段階では、ほぼ100%の就学率を達成している。なお、高等学校への進学率も上昇して、現在では95%の進学率になっている。さらに大学などの高等教育への進学率は38%となっており、進学志望の増加とはげしい受験競争の昨今からして、今後ますます上昇していく傾向にある。また、就学前教育つまり、幼稚園と保育園を含めた在籍率は90%であり、教育の内容はともかく、教育の普及率は世界でも有数のレベルに達している。

このように日本の学校教育は、100年余りの間に大きな進歩をとげたのである。この進歩の理由は、明治以来の政府が教育制度の整備にそうとうの力を入れてきたこと、また国民がこれを全面的に支持しそのための犠牲をいとわなかったことが上げられるだろう。政府は国家の形成や社会経済の発展に教育が重要な役割を果たすということをいち早く見抜き、学制を発足させて以来公教育投資に異常といわれるほど高い割合で支出してきた。現在でも、政府歳出に占める教育支出の割合は先進諸国の中でも最も大きい部類に入るといわれている。国民経済計算(新SNA)に基づく政府最終支出に占める教育目的支出の割合は、約37%でベルギーと並んで際立って高いといわれている。まさに教育立国の感がある。国民の強い教育関心もさることながら、日本はある意味で学校(教育)が社会の近代化をリードしてきたともいえるだろう。

## (2) 私立学校の発展

ところで、国立学校の供給が、国民の教育需要に追いつかないのが日本の現状である。とりわけ後期中等教育や高等教育については、私立に依存する割合が高い。たとえば、大学では72%、短大が90%、専修学校が93%、各種学校が98%と大半が私立に依存している。表3は、

1990年の文部統計要覧<sup>(14)</sup>から国・公・私立の学校数を取り出し一覧表にしたものである。

この表からもわかるように、小・中・高等学校では国公立の学校が圧倒的に多いのに対して、後期中等教育、高等教育は私立が圧倒的に多い。高等教育段階の私学在学者は75%で、先進諸国の中では際立って高い割合を占めている。先にも上げた、中国の高等教育優遇政策とは対照的である。この「私学発展の理由としては、いわゆる後発効果があげられる。これは遅れて近代化を開始した国ほど新しい知識や技術を身につけた学校出が重用されるため、人々の間に学歴主義的傾向が強まる。ところが、財政基盤が弱い政府は急激に肥大する進学欲求を充たすだけの学校を供給することができない。ここでとくに国公立学校が不足しがちな上級学校の段階について、私立学校が急速に発達する<sup>(15)</sup>」ということである。

このように、日本の教育は民間の学校に依存する程度が大きい。このことは、国民の教育権が国家によって保障されるという観点からみるといろいろと問題があるといえるが、しかし一方、学校教育が民間に依存する割合が大きいということは、学校教育が公立独占をなくし、いい意味での学校間の競争を促す効果を有している。私立は生存のために競争を強いられるだけでなく、公立学校の効率性を測る尺度ともなるといわれている。

## (3) 単線型学校制度

前述したように、日本の学校体系は単線型である。1872年の「学制」頒布以来、学校間に区別(複線型化)を設けないことを原則にして単線型を志向したのである。それに日本は普通教育志向が強く、学校での職業教育訓練が行われることは少ない。日本の学校教育は、あまり職業教育に力を入れていない。日本の経済がこれまで発展してこれたのは、むしろ企業内教育の充実が上げられる。学校教育は基礎・基本に徹してきたのである。

1900年には、全国民を対象とした尋常小学校制度が完成され、1943年の中学校令によって中

表3 1990年日本の学校数・在学者数・教職員数（文部省統計要覧）

国・公・私立合計

| 区 分      | 学校数    | 在学者数       |           | 教 員 数     |          |         |         | 職 員 数<br>(本務者) |     |
|----------|--------|------------|-----------|-----------|----------|---------|---------|----------------|-----|
|          |        | 男女合計       | 計         | 本 務 者     |          |         | 兼務者     |                |     |
|          |        |            |           | 計         | 男        | 女       |         |                |     |
| 計        | 65,529 | 26,349,707 | 1,703,436 | 1,361,434 | 779,207  | 582,227 | 342,002 | 448,884        |     |
| 幼稚園      | 15,076 | 2,007,964  | 109,753   | 100,932   | 6,318    | 94,614  | 8,821   | 21,078         |     |
| 小学校      | 24,827 | 9,373,295  | 452,849   | 444,218   | 185,030  | 259,188 | 8,631   | 105,976        |     |
| 中学校      | 11,275 | 5,369,162  | 305,951   | 286,065   | 182,058  | 104,007 | 19,886  | 41,406         |     |
| 高等学校     | 5,506  | 5,623,336  | 346,278   | 286,006   | 227,341  | 58,665  | 60,272  | 65,018         |     |
| 盲学校      | 70     | 5,599      | 3,666     | 3,381     | 1,979    | 1,402   | 285     | 2,020          |     |
| 聾学校      | 108    | 8,169      | 4,828     | 4,605     | 2,226    | 2,379   | 223     | 2,280          |     |
| 養護学校     | 769    | 79,729     | 37,523    | 36,812    | 17,060   | 19,752  | 711     | 11,049         |     |
| 高等専門学校   | 62     | 52,930     | 6,340     | 4,003     | 3,945    | 58      | 2,337   | 3,382          |     |
| 短期大学     | 593    | 479,389    | 54,244    | 20,489    | 12,671   | 7,818   | 33,755  | 12,621         |     |
| 大学       | 507    | 2,133,362  | 213,951   | 123,838   | 112,439  | 11,399  | 90,113  | 160,496        |     |
| (大学院)    | (313)  | (90,238)   | …         | (54,206)  | (51,987) | (2,219) | …       | …              |     |
| 専修学校     | 3,300  | 791,431    | 123,794   | 31,773    | 16,102   | 15,671  | 92,021  | 14,946         |     |
| 各種学校     | 3,436  | 425,341    | 44,259    | 19,312    | 12,038   | 7,274   | 24,947  | 8,612          |     |
| (別掲)     |        |            |           |           |          |         |         |                |     |
| 通信制      | 高等学校   | 84(72)     | 166,986   | 4,755     | 1,838    | 1,375   | 463     | 2,917          | 379 |
|          | 短期大学   | 9(9)       | 32,367    | 932       | 22       | 20      | 2       | 910            | 74  |
|          | 大学     | 13(12)     | 135,176   | 3,531     | 77       | 66      | 11      | 3,454          | 504 |
| (再掲)     |        |            |           |           |          |         |         |                |     |
| 盲・聾・養護学校 | 947    | 93,497     | 46,017    | 44,798    | 21,265   | 23,533  | 1,219   | 15,349         |     |
| 高等教育     | 1,162  | 2,632,459  | 274,535   | 148,330   | 129,055  | 19,275  | 126,205 | 176,499        |     |

(注) 1. 1990年5月1日現在である。

2. 「学校数」は、本校と分校の合計数である。

3. 「在学者数」は、①盲学校、聾学校、養護学校は、それぞれ幼稚園・小学部・中学部及び高等部の合計数である。②高等学校は、本科・専攻科・別科の合計数である。③大学、短期大学は、学部、本科のほか大学院・専攻科・別科・その他の合計数である。

4. 「大学院」は、大学の再掲で、学校数欄は大学院を設置する大学数、在学者数欄は大学院（修士課程・博士課程）の学生数及び教員数の本務者欄は大学院担当者（大学院を本務とする教員を含む）数である。

5. (別掲)通信制の「学校数」欄の( )内は、併設校数(内数)である。

6. 「高等教育」は、大学(大学院を含む。),短期大学及び高等専門学校(4・5年生)の合計数である。

学校の一元化（普通教育と実業教育，男子教育  
と女子教育の間に教育内容に違いはあっても）

の達成をみ，第二次大戦後の六・三学制が発足  
して以来今日に至まで単線型の学校制度をつづ

けてきた。このように、日本が近代化の過程でいち早く単線化型を志向したのは、国民的統合の強化を急ぐ政府当局側の政策もさることながら、それ以上に人並みのコースを履修したいという国民の側の強い要求があったためと考えられる。こうした一般教育重視の傾向は、高等教育段階まで持ち越されている。

#### (4) 義務教育の水準と学力

日本の義務教育の水準は高く、しかもバラつきが少ないということがいわれている。国際教育到達度評価学会 (IEA) が 1964 年に実施した「国際数学教育調査」、同じく 1970 年に実施した「国際理科教育調査」などの結果によると、

日本は欧米先進諸国と比べて平均点が高だけでなく、分散が小さい点でも際立っているといわれている。

教育調査に現れた数字で見ると、得点が高いのかもしれないが、高得点の背景を見れば必ずしも日本の子どもの優秀さを意味するものではない。たとえば、学校へ通っている通学日数は日本が 240 日であり、アメリカが平均 178 日、イギリスの初等教育が 200 日、フランスの小・中学校が 180 日、メキシコが 190 日カナダも 200 日以下である<sup>(16)</sup>。これからして分かるように、日本の子どもたちの学校での教育活動の日数が断然多いこと、その分勉強させら

表 4 1990 年日本の学校数 (文部省統計要覧)

| 区 分      | 全学校数   | 国 立  | 公 立    | 私 立    |
|----------|--------|------|--------|--------|
| 計        | 65,529 | 622  | 46,843 | 18,064 |
| 幼稚園      | 15,076 | 48   | 6,243  | 8,785  |
| 小学校      | 24,827 | 73   | 24,586 | 168    |
| 中学校      | 11,275 | 78   | 10,588 | 609    |
| 高等学校     | 5,506  | 17   | 4,177  | 1,312  |
| 盲学校      | 70     | 1    | 67     | 2      |
| 聾学校      | 108    | 1    | 106    | 1      |
| 養護学校     | 769    | 43   | 712    | 14     |
| 高等専門学校   | 62     | 54   | 4      | 4      |
| 短期大学     | 593    | 41   | 54     | 498    |
| 大学       | 507    | 96   | 39     | 372    |
| (大学院)    | (313)  | (95) | (23)   | (195)  |
| 専修学校     | 3,300  | 166  | 182    | 2,952  |
| 各種学校     | 3,436  | 4    | 85     | 3,347  |
| (別稿)     |        |      |        |        |
| 高等学校     | 84(72) | …    | 67(62) | 17(10) |
| 通信制 短期大学 | 9(9)   | …    | …      | 9(9)   |
| 大学       | 13(12) | 1    | …      | 12(12) |
| (再掲)     |        |      |        |        |
| 盲・聾・養護学校 | 947    | 45   | 885    | 17     |
| 高等教育     | 1,162  | 191  | 97     | 874    |

れているとしたら他の国に比べて学力が高くなるのは必然であろう。加えて、大半の子どもたちが学習塾や家庭教師について勉強していることも合わせれば、学力の水準が高くなることはしごく当然の結果である。優秀というよりも、勤勉さのおかげかもしれない。

むしろ今日、これらの過剰なまでの学習産業に子どもたちが駆り立てられて、教育の加熱におかされているという弊害も出てきているのである。このことについては後述する教育改革のところでふれることにして、ここでは理由はどうかあれ、日本の義務教育段階での教育水準の高さを指摘しておきたいと思う。

(5) 教育制度の長所・短所

教育制度の日本の特質の中で、長所といえる点からみてみたい。そのことについては、外国人研究者たちによって指摘されている日本の教育システムのもつ利点を取り上げてみよう。

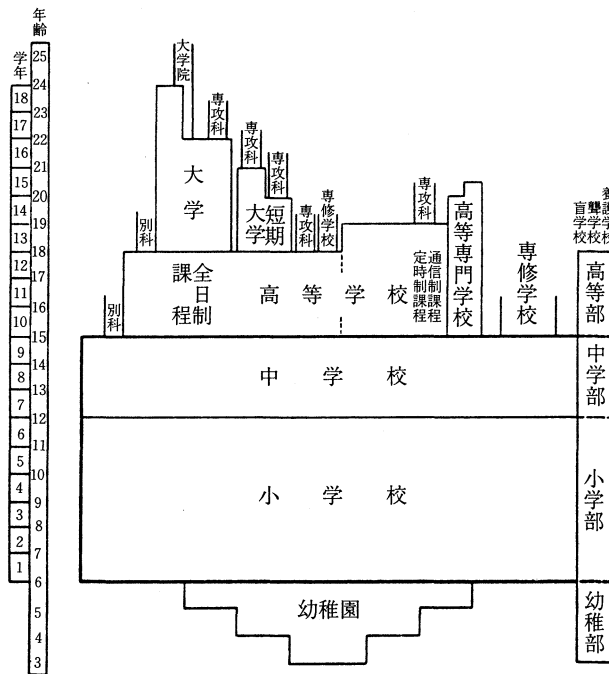
① アメリカなど中等教育の大衆化が日本と同じくらい進んだ国に比べると、カリキュラム

のレベルが高い。もっとも、ヨーロッパのエリートの性格の強い中等学校に比べれば、知的教科の要求水準が高いとはいえないが、少数の科目に特化することがなく、芸術・体育・道徳などを含むバランスのとれた内容となっている。また、前述したとおり、年間の授業日数が欧米諸国よりもはるかに多く、精密な学習スケジュールとなっている。

② 教員は平均主義的で、英才の教育よりは学級全体のレベルアップを重視する傾向が強く、すべての生徒を公平に扱うように努めている。諸外国と比べて相対的に社会的地位も高く、身分も安定し、給料も悪くない。彼らは授業に熱心なだけではなく、校外の生徒指導を含む広範な役割をこなしており、その点で国民から尊敬されている。職業的自律性や学校運営上の発言力も強く、自信と誇りをもって仕事に打ち込んでいる。

③ 日本はフランスと同様単一国家であるため、アメリカや西ドイツなど連邦国家とは異なる

図3 日本の学校系統図(1976年)





り、中央政府が学校教育の基準を定めているうえに、大幅な国庫補助によって地方自治体の財政能力が驚くほど均等化されている。それに加えて公立学校の運営は実質的に都道府県を単位とする広域事業として行われている。その結果、教育条件の地域格差が著しく小さく、教育課程、教育施設・設備、教科書、教員の資格や給与、在学者一人当たりの教育支出水準など、すべて全国的にほぼ同一水準にある。

④ 生徒の家庭的背景が比較的同質なため生徒も割合均質的で、学習のレディネスもできている。欧米諸国と比べれば、概しておとなしく規律正しいため、教員は学級の秩序維持に大わらわらわることなく、授業活動に専念できる。そのうえ、生徒が学級委員や当番として教職員を助けてくれるので、それだけ学校運営も効率的となる<sup>(17)</sup>。

以上が外国人研究者の指摘である。このように、日本の学校教育は、均一性、均等といった「平等主義」的傾向が強い。公立学校、それをささえる教育行政当局も合わせて、この平等志向が強い。能力主義的傾向は皆無というわけではないが、この能力主義的傾向はむしろ私立学校や学習塾の方に存在している。この平等主義と並んでよくいわれることは「画一主義」である。これも日本の学校教育の特質のひとつである。

外国人研究者の指摘は利点として上げているようだが、しかし考えてみるとそれは一面欠点にもなりうるのである。たとえば、平等主義は個性化（個性主義）を妨げるし、画一主義は多様性・独自性（個別性）を乏しいものにしてしまう。後にふれる臨教審答申は、そのことに言及しているのである。

考えてみるに、長所・短所といわれるものはわりあい表・裏の関係にあるものである。国民が子弟の教育に熱心であればあるほど、他方では進学競争を加熱化させ受験産業をはびこらせる原因にもなる。この受験勉強がもたらす弊害はいろいろ指摘されているが、そのことが一方では勤勉・努力の習慣、自制心・忍耐力を培っているとしたら、無意味な浪費だとも言い切れ

ない。また、個性の伸長・創造性の涵養を妨げる平等化・画一化といっても、児童・生徒の平均学力を引き上げる上では効率的であり、落ちこぼれを少なくすることに役立っている点もある。なお、教育の画一化は、行政的には教育条件の地域間格差を縮小し、全国的に高い教育水準を保つことにも役立っているのである。

しかしそのことも程度の問題であって、現代の教育の現状は平等化・画一化の問題点の方が種種の問題状況を生み出している。同時に進学競争の激化も、様々な問題を派生させている。それに加えて、毎年12万前後の高校中退者、毎年3万前後の登校拒否児、また校内暴力、青少年の非行・いじめといったことが問題になっている。これらの教育病理現象は、現代日本の教育に突き付けられた大きな問題である。日本の教育改革を考える場合、以上取り上げた日本の教育制度の日本の特質と現状を把握しておく必要がある。そこに立脚して、日本の教育改革が行われるからである。

## 2. 臨時教育審議会の教育改革

### (1) 教育改革の基本方向と主要課題

1984（昭和59）年8月内閣総理大臣は、総理府に臨時教育審議会を置き「社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ」我が国の教育改革について諮問した。この諮問を受けて臨時教育審議会は、21世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていくための教育改革の基本的方向について審議を行い、教育改革に関する第一次答申（1985、昭和60年6月）、第二次答申（86年4月）、第三次答申（87年4月）、第四次答申（86年8月）を提出した<sup>(18)</sup>。

答申は、日本の教育改革を、第一の教育改革（明治5年の学制公布以降）、第二の教育改革（第二次大戦後）にとらえ、今回の答申を第三の教育改革としている。そして今次の教育改革は、教育基本法の本質にのっとり進められるものであるとし、「本審議会は、この趣旨に従い、個人の尊厳を重んじ、個性豊かな文化の創造を目指す教育を現実の教育の営みのなかで実

現することを願い、また、伝統文化を継承し、日本人としての自覚に立って国際社会に貢献し得る国民の育成を図ることを目標とした。この目標に向けて、教育の現状を踏まえ、時代の進展に対応し得る教育の改革を推進するための基本的な考え方として、以下のように考えた。このうち、『個性重視の原則』は、今次教育改革で最も重視されなければならないものとして、他のすべてを通ずる基本的な原則とした<sup>(19)</sup>。」と改革の基本的な考え方を打ち出し、次の主要項目を上げている。

①個性重視の原則 ②基礎・基本の重視 ③創造性・考える力・表現力の育成 ④選択の機会の拡大 ⑤教育環境の人間化 ⑥生涯学習体系への移行 ⑦国際化への対応 ⑧情報化への対応

そして、本審議会の主要課題として、次のようなことがらを上げている。

1 21世紀に向けての教育の基本的な在り方

①教育の目標 ②教育の歴史と現状の分析

③教育の未来展望

2 生涯学習の組織化・体系化と学歴社会の弊害の是正

①学歴社会の弊害の是正 ②生涯学習体制の整備 ③学校教育の活性化 ④家庭・地域の教育の活性化

3 高等教育の高度化・個性化

①高等教育機関の多様化・個性化 ②学術研究の在り方と大学院 ③高等教育機関の組織・運営

4 初等中等教育の充実・多様化

①教育内容の基本的な在り方 ②学校制度 ③徳育 ④健康教育 ⑤障害者教育 ⑥学級編成など教育諸条件

5 教員の資質向上

6 国際化への対応

7 情報化への対応

8 教育行財政の見直し

①教育における官民の役割分担 ②教育における国・地方の責任と役割分担 ③学校の管理運営の在り方 ④教育費・教育財政の在り方

第一次答申では、当面の具体的改革提言を行っているが、それは学歴社会の弊害の是正と受験競争加熱の是正についてである。前者では、学歴社会の弊害は今日の教育・学習システムのみならず、社会慣行や人々の行動様式に深く根ざしていることから、生涯学習社会の建設を目指すなかで、長期的な点に立って解決される面が大きいとしている。それとともに、学校教育面、企業・官公庁の採用など三つの面から総合的に是正策が展開されなければならないとしている。後者については、①大学入学者選抜制度の改革（各大学の自由にして個性的な選抜と国公立の共通テストの実施等）と、②機会の多様化・進路の拡大（大学入学資格の自由化・弾力化、6年制中等学校の志向、単位制高等学校の実現等）について提案している。この中で、すでに改革されているものもある。たとえば、修業年限3年以上の高等専修学校の卒業者に大学入学資格を付与したことや、新しいタイプの単位制高等学校の実施等である。大学入試については、各大学が推薦制度、社会人入学制度等を行うなど、充分とはいえないまでも、いくつかの入試改革が行われている。

## (2) 21世紀のための教育の目標

今次の教育改革は、教育基本法を我が国の教育土壌にさらに深く根付かせ、21世紀に向けてこの精神を創造的に継承、発展させ、実践的に具体化していくことでなければならないとして、21世紀のための教育目標を現段階でまとめると次ぎの通りだと指摘している。

### 1. ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力

徳育・知育・体育の調和の中に、真・善・美を求め続ける「ひろい心」と「すこやかな体」の育成。また、芸術、科学、技術等のあらゆる分野において、「ゆたかな創造力」の開花。

### 2. 自由・自律と公共の精神

自ら思考し、判断し、決断し、責任を取ることのできる主体的能力、意欲、態度と公共のために尽くす心、他者への思いやり、社会奉仕の心、郷土、地域、国を愛する心、社会的規範や

法秩序を尊重する精神の涵養、自分と異なる異質性・多様性への寛容の心の育成。

### 3. 世界の中の日本人

我が国が、平和と国際協調と相互依存関係の中に生きていくためには、日本人が国際社会において真に信頼されることがまず必要である。そのためには、第一に、広い国際的視野の中で日本社会・文化の個性を自己主張でき、かつ多様な異なる文化の優れた個性をも深く理解することのできる能力が不可欠である。第二に、日本人として、国を愛する心をもつとともに、狭い自国の利害のみで物事を判断するのではなく、広い国際的、地球的、人類的視野の中で人格形成を目指すという基本に立つ必要がある。

この、臨教審審答申で議論になった点は、改革の基本としての「個性重視の原則」と教育目標としての「創造性の開発」であった。個性重視の原則については、教育の自由化論争から始まって、個人主義、個性主義の論議、結局は個性主義に落ち着いた。個人の個性化と集団の個性化の指摘もあるが、両者の関係に論及がなく曖昧になっていること。また、個性化よりも社会化を重視すべきだという意見と、個性化と社会化とのバランスの問題も指摘された。

また、創造性の開発については、これまでのわが国の教育は先進国への追いつきを急ぐあまり、記憶力中心の詰め込み教育という傾向が強かったが、しかしこれからは自分の頭で考え、創造し、表現する能力が重要で、あらゆる分野で豊かな創造力の開発が必要であるとしているが、創造性についての議論が乏しいこと、そもそも創造性は教えられるのか、日本人ははたして創造性が乏しいのか、個性化と独創性の関係、創造性開発カリキュラムは学校教育で可能なのか、その具体的方策が明確でないことなどが指摘されている。

#### (3) 生涯学習体系への移行

生涯学習体系への移行を目指し、人生の各段階の要請にこたえ、新たな観点から家庭教育、学校教育、社会教育など各分野の広範な教育・

学習の体制や機会を総合的に整備する必要があるとして、次の点が強調されている。

ア 生涯学習の原点として、家庭の教育力の回復に努める。また、青少年の教育の場としての地域の役割を重視するとともに、高齢化、成熟化などの社会の変化に対応して、職業能力開発の充実、婦人や高齢者のための学習機会の整備に留意する。

イ 学校は生涯学習のための機関としての役割を担っている。

この観点から、初等中等教育段階においては、基礎・基本の徹底、自己教育力の育成、教育の適時性等に配慮する。また、学校教育において職業教育を振興する。

さらに、大学等の高等教育段階においては、専門分野の知識・技術の習得の徹底、幅広い思考力の育成等に留意し、教育機関としての機能を活性化させる。

ウ 社会や経済の諸変化に対応し、大学、高等学校等を社会人が学習できる場として整備する。このため、入学、入学資格の自由化・弾力化の方向に沿ってシステムの柔軟化などについて検討を進める。それとともに、学習の成果が活用されるよう留意する。

さらに、生涯学習体系の中で家庭・学校・地域などの教育の各分野の役割や責任を明確にするとともに、相互の連携を図ることが必要であるとして、生涯学習のための家庭・学校・社会の連携について次のように述べている。

ア 学校教育の役割の限界を明確化し、家庭や地域の教育力の回復と活性化を図る。

イ 学校五日制への移行などについて検討する。

ウ 学校の機能や場を地域住民に開放することを推進する。また、大学等による地域住民に対する学習サービスの充実に留意するとともに、産業振興に関する教育・研究を実施する地域センターの設置について検討する。

エ 社会教育行政については、生涯学習体系への移行という観点から、新しい時代の状況に対応するよう、社会教育に関連する法令を含め総合的に見直す。

また、大学等の学校教育との効果的な連携を図りつつ、職業能力開発を総合的に推進する。

オ 人々の学習への動機や意欲を高めるため、公開講座の単位認定など学習に対する奨励措置を検討する。

カ 生涯学習関係の事業について、民間の活力の活用を図るとともに、生涯学習に関する施策が効率的に行われるよう、各種施策の調整・連携を強める。

このうち、イの学校5日制については、今年(92年)の後期から実施する運びとなっている。

審議会はさらに、生涯を通じて行われる学習の成果が適切に生かされるような、総合的かつ有機的な生涯学習のためのシステムをつくる視点から評価の多元化を提唱している。その基本は、学校における偏差値偏重、社会における学歴偏重の評価を改めて、個性重視の観点から評価の多元化を図ることであるとしている。

そして、情報化、国際化、成熟化、高齢化などの社会の変化およびそれに伴う高学歴者の増加や雇用の多様化に対応するために、基本的観点から評価の多元化と制度の弾力化を図っていくことが必要であるとして、次の点を指摘している。

ア 企業・官公庁においては、新規学卒者に偏ることなく、多様な人材に門戸を開放し、中途採用などを円滑化することが求められる。このため、専門職、技術職を中心に、過去の業績や職歴、学習歴の適切な評価や、業界などにおける広範な職業能力評価システムの導入を促進する。

イ 在職者が一時的に職場を離れて行う教育訓練の成果を適切に評価し、その昇進、昇格の経路などの多様化を促進する。

ウ 専修学校卒業者の採用や処遇に当たって、相当する後期中等教育・高等教育機関としての取扱いがなされるよう改善に努めることや、高校生を対象とする技術等の検定の実施など、職業教育の社会的評価を高める方策を進める。

エ 地域におけるボランティア活動など自発的学習活動の充実を目指して、専門的な知識や技

術の習得を希望する人々に対する研修プログラムを準備する。

また生涯学習体系への移行としての生涯学習の基盤整備をどう進めて行くのか、その方策として答申は二つの点を指摘している。一点は、生涯学習を進めるまちづくりである。生涯学習社会にふさわしい、本格的な学習基盤を形成し、地域特性を生かした魅力ある、活力ある地域づくりを進める必要があり、このため各人の自発的な意思により、自己に適した手段・方法を自らの責任で選択するという生涯学習の基本を踏まえつつ、地方が主体性を発揮しながら、まち全体で生涯学習に取り組む体制を全国に整備していくこと、このための方策を次のように指摘している。

ア 地域の人々が充実した生活を目指して、多様な活動を主体的に行えるような学習の場を整備する。

イ 情報化、国際化、成熟化、高齢化など時代の変化に対応した生涯学習プログラムの開発を推進する。

ウ 趣味等を生かした自発的学習活動が、社会生活の中で生かされるような環境を整備する。

エ 教育・学習活動の一層の活性化を促すため、民間施設を含め、教育・研究・文化・スポーツ施設の相互利用を促進するとともに、各分野の人材の有効活用を図る。

オ 快適な空間やゆとりの時間を確保するなど、人々の多様な学習活動を支える社会生活基盤の整備を図る。

カ 生涯学習の多様なまちづくりを進めるため、国および地方において、生涯学習に取り組む市区町村の中から、特色あるものをモデル地域に指定する。

二点は、教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化である。教育・研究・文化・スポーツ施設を社会共通の学習基盤として有機的に活用すること、このため高度の情報通信機能と快適な学習・生活空間を備えた本格的な環境として施設を整備するとともに、地域共通の生涯学習、情報活動の拠点として、その機

能を最大限有効に活用する方策（インテリジェント化）を、地域の状況や施設の特性に応じて進めていくことであるとしている。

以上が、生涯学習体系への移行についての答申のアウトラインである。この生涯学習については、個性重視とならんで臨教審が最も重視した点である。しかし、生涯学習体系へ移行すると言っているが、移行すべき体系がどのようなものなのかその実態が示されていない。生涯学習体系などないという極論もでている。実際に、家庭教育・学校教育・社会教育の各分野を総合した生涯学習体系は、これから作られるべきものである。体系化するという事は、そう容易ではない。

#### (4) 高等教育の改革と学術研究の振興

##### ① 高等教育の個性化・高度化

生涯教育体系化（制度化）を進めて行く上で、高等教育の存在は見逃せない。社会・民間企業等を視野に入れた生涯学習体制の構築は、高等教育の重要な課題である。

答申はまず、高等教育の個性化・多様化・高度化等を打ち出している。大学教育を充実し、個々の大学がそれぞれ特色ある教育を実現する必要があるとして、以下の3点を指摘している。

ア 学部教育については、一般教育と専門教育の内容や在り方を検討するとともに、教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとらわれない個性的な設計を可能にし、教育方法の多様化を促進するなどの改革を進める。

イ 現行の単位の在り方を再検討し、単位制の長所を生かし得るよう学期や学年の取扱いを弾力化し、編入学、転学・転学部の可能性を拡大する。

ウ 大学入学資格については、自由化・弾力化の方向に沿って検討を進める。

また、高等教育機関の多様な発展を促し、その相互の連携・交流を促進する必要がある、このために、4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等が、それぞれの個性を確立し、多彩な機能を発揮し得るように、学科

や教育課程の多様化、教育内容の弾力化を図るとしている。

さらに、大学院の改革については、大学院は高度かつ創造的な教育・研究の場として、学術研究の基盤を培い、我が国が国際的に積極的な貢献をはたすためにも、飛躍的充実と改革は緊急課題であるとしている。目新しい提案は、優秀な学生については3年次修了時で大学院へ進学できるとすることと、大学院の形態として従来の在り方に加え、独立研究科等その多様化を促進し、また、固有の教員組織、施設、設備を強化するといった点である。

高等教育の個性化を強調している答申は、個性化を実現するために、たえず大学の評価を行い大学の情報公開することが必要だとしている。つまり、「大学がその社会的使命や責任を自覚し、大学の根本理念に照らして絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明らかにするとともに、教育、研究等の状況についてその情報を広く国の内外に公開することを要請する」といっている。

##### ② 学術研究の振興

学術研究の振興については、積極的振興を図るために、まず①大学における基礎的研究の推進②大学と社会の連携の強化（学術研究上の産・官・学の相互の協力体制、つまり物・情報・人材等の相互交流と研究・教育）③学術の国際交流の推進等が上げられている。国際社会の到来とか、国際化への対応といった昨今、学術的にも国際交流が重視されてきている。答申ではその推進について、次のように述べている。

大学は基本的に国際的性格を備えるものであり、学術研究は根本的に人類共同の営みである。また、我が国が国際場裡において信頼と尊敬を受け、世界の平和と進歩への寄与と責任を果たしていくためにも、国際的視点での高等教育の整備を基盤として、以下の施策を講ずることにより学術や文化の国際的交流をさらに深めることが要請される。

ア 研究者、とくに若手研究者を中心とする研究

者の国際交流を積極的に拡大する。

イ 大学間協定は大学間の国際交流の推進上極めて有益であり、その実効を上げるための促進措置を講ずる。

ウ 国際的な学術の共同研究への参加を積極的に行い、とくに発展途上国との学術交流に格段の配慮を払う。

エ 学会活動や学術情報の交流を国際レベルで活発化するため、必要な措置を講ずる。

オ これらの諸活動に対応するため、大学等における国際学術交流事業推進組織の強化を図る。

### ③ 高等教育機関の組織・運営

大学の組織と運営について答申は取り上げているが、主なものは①大学における自主・自律の確立②教員と職員③開かれた大学等があげられているとともに、高等教育財政についてもその方策が提起されている。

大学の自主・自律に関しては、大学の個性化をもとにその独自性を確立することがいわれている。教員と職員に関しては優れた人材の確保として、とくに教員については社会人、外国人の任用を拡大して広く人材を求めること、また人事の閉鎖性を排除し流動性を促進すること、大学自身が教員の教育・研究上の業績評価に積極的に取り組み、また教員相互に自己努力を重ねることが望ましいとしている。開かれた大学については、生涯学習の観点から次のように述べている。

大学は自主・自律の精神を堅持する一面、自らを広く社会に開放し、社会の要請を受けとめ、公共的な寄与を果たす責任を負う。

ア 大学が社会各層や地域社会の大学に対する意見や要望を徹し、また大学に対して社会の理解と支持を求めるため、学外者の参加を得た諮問の機関ないし組織をもつことは有意義であり、その設置と活用を積極化することが望まれる。

イ 生涯学習社会において大学に期待される役割は極めて大きい。公開講座、市民講座等への協力、大学諸施設の市民への開放、大学への社会人の受入れ等を積極化する。

ウ 情報システムの普及において大学はその重要な要素であり、それに対応する体制を整備する。

いくら壮大な改革構想を打ち出しても、それを実現するための財政措置がなければ砂上の楼閣に等しい。高等教育の財政について臨教審は、その支出の方策について次のように指摘している。

我が国の高等教育は、私学依存の比率が高いため、その財政の現状をみると、公財政支出において十分ではない。高等教育の質的向上を図るためには、高等教育の在り方を見直しつつ、公財政支出の一層の充実が不可欠である。同時に、高等教育機関への資金の多元的導入を促し、その自主的な財政基盤を強化し、充実する必要がある。

ア 公財政支出の一層の充実には、配分の適正化、重点的・効率的支出に努め、ことに、①基礎的、創造的な学術研究の振興、②外国人留学生の受入れ、学術の国際交流など国際性の発展にかかわる諸活動、③大学院の充実とその活性化等の諸課題に重点を置く。

イ 私学振興は国の重要な責務であり、私立学校振興助成法に基づく経常費補助を基本的に維持・充実しつつ、特色ある教育研究プロジェクトに対する補助の大幅な拡充を図る。

ウ 地域社会と高等教育機関との連携を深め、とくに地域の大学等と地方公共団体が、財政的にもそれぞれの発意により、協力関係を実現し得る方策を講ずる。

エ 高等教育機関に対する寄附金の増大を促すため、国・公立大学等および私立大学等のそれぞれにかかわる寄附受入れの諸条件を改善する。

オ 国立大学の財政自主性を拡大し、大学が自己の経営に積極性を発揮し得る条件を整備するため、予算、会計の弾力化を図り、各大学に諸種の自己基金や附置財団の設立を促す。また、国立大学資産の社会への開放利用ならびに土地信託など資産の活用を図る方策を検討する。

カ 高等教育経費に占める父母の家計負担は上昇傾向にあり、その軽減を図る必要がある。今

後の高等教育の発展を踏まえ、育英奨学制度の在り方を改善し、その充実を検討すべきである。

### (5) 初等中等教育の改革

#### ① 徳育の充実と教育内容の改善

まず徳育に関しては、小・中学校の教育過程における特設「道徳」についてその内容を見直し、重点化を図る。また、道徳的実践力を育成するため、特別活動等における道徳指導との関連を強化する。さらに、道徳教育の充実に資するため、適切な補助教材の使用を奨励としている。

教育内容の改善については、次のような基本方向を打ち出している。

初等中等教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要な基礎的・基本的な内容の修得の徹底を図るとともに、社会の変化や発展のなかで自らが主体的に学ぶ意志、態度、能力等の自己教育力の育成を図る。また、教育内容や指導方法の多様化を推進するとともに、学校教育をできるだけ社会に開かれたものことに留意する。

ア 小・中・高等学校を通じ、学校段階ごとの教育内容の重点化を図るとともに、その教育内容の量や程度が各学校段階の児童・生徒にふさわしいものかどうかを見直し、一層の精選を図る。

この際、創造力・思考力・判断力・表現力の育成を図ること、我が国の伝統や文化についての理解を深め日本人としての自覚の涵養を図ること、体力の増進と健康教育の充実を図ること、情報化、国際化の進展のなかで主体的に活動し得る能力を育成することなどを重視する。

また、とくに小学校段階においては、読・書・算の基礎の修得と社会性や情操などの涵養を重視する。

イ 中等教育段階においては、とくに個性の伸長を重視する観点に立って、教育内容の多様化を図る。このため、必修教科と選択教科や普通教育と職業教育の在り方を見直す。

また、生徒が自己の進路・職業などについて

考え、さらに、将来に向かってその自己実現が図られるようにするため、進路指導の在り方を改善する。

ウ 個々の児童・生徒に対し、行き届いた教育を行い、豊かな人間性を育成するため、指導方法を多様化するとともに評価の在り方を改善する。

エ 学校教育活動を社会に開かれたものとするため、社会参加・ボランティア活動の導入、高等学校における技能連携など企業や専修学校等との連携、成人学習の機会の拡大を図る。

なお、この基本方向に沿って「教科等の内容・構成」、「内容にかかわる制度上の運用上の改善」等が織り込まれている。

#### ② 教科書制度の改革

社会の変化および文化の進展に対応して、21世紀に向けて、教科の主たる教材としての教科書の制度全般にわたる改革の重要性が指摘され、次のような基本方向が示されている。

ア 今後の教育をめぐる情報化や教材の多様化が進展するなかで、個性を尊重した多様な教育・学習を推進する観点に立って、教科書の在り方や利用の仕方を見直す。この際とくに、教育が指導のために使用する教材としての性格よりも児童・生徒が使用する学習材としての性格を重視する。

イ 教科書制度の改革は、教科書制度の歴史と問題点、我が国の教育文化水準の向上と社会の成熟に伴う環境条件の変化、さらには今後の情報化、国際化の一層の進展などが教科書・教材の在り方等に与えるであろう様々な影響を踏まえつつ、とくに①教科書の質の向上と創意工夫の促進、②個性豊かで多様な教科書の発行、③創造性・考える力・表現力の育成、④児童・生徒の発達段階や実態への配慮、適切な教育内容の精選と水準の維持、⑤教育の信頼性と中立性・公正の確保、機会均等の保障、の諸点を重視して進められなければならない。

こうした改革の基本方向にしたがって、「教科書の著作・編集機能の向上と研究開発体制の確立」、「新しい検定制度」、「採択・供給」、「無

償給与制度」等についての改革の方向が指摘され、教科書制度改革の長期的課題が提起されている。教科書制度の在り方については、長期的には自由発行・自由採択に移行すべきだとする主張と、それへの慎重論もあって議論になったところであるが、結果的には将来にわたって引き続き調査研究を行うことが肝要だということにおちついた。

#### (6) 後期中等教育の多様化

高等学校を中心とする後期中等教育については、できるだけその構造を柔軟なものにするともに多様な教育の機会を提供する方策を進めることが重要だとして、主に現行制度の機能・運営・内容の多様化と各学校の個性化の推進が主要課題だとしている。

とりわけ、高等学校入学者選抜方法の改善については、次のような基本的な改善点が要望されている。

高等学校教育は、個性・能力等が異なる生徒に対して多様な教育の機会を提供するため、各学校の個性化・特色化を推進する必要がある。このため、高等学校の入学者選抜方法は、各都道府県においてその実情に応じ、選抜方法・選抜基準の多様化・個性化を図る。

ア 学力検査の対象教科およびその結果や調査書、面接、論文（作文）等の利用の仕方・比重の置き方は、各高等学校、学科の特色に応じて定めるようにする。

イ 学力検査問題の内容を常に見直す仕組みを整備し、記憶力をみる内容から考える力や応用力などをみる内容に改善を進める。

なお、この際、常識問題に関するテストを行うことを検討する。

また、中学校時代における生活など受験者の過去の行動を題材とする作文の導入を期待する。

ウ 選抜において学力検査とともに調査書を資料とする際の調査書の活用の仕方について見直す。

この際、調査書の各教科の学習の記録の利用については、単に総点主義、平均点主義に陥る

ことなく、各高等学校、学科の特色に応じて優れた教科の学習の記録を活用することを考慮する。

エ 生徒の進路選択の主体性を高めるとともに、その機会を拡大するため、受験機会の複数化について配慮する。

オ 保護者の転勤に伴う転学を容易にするため、特別定員枠の設定、試験の実施回数が増など、弾力的な措置を推進する。

カ 国立および私立の高等学校の関係者には、入学者選抜の公共性、中学校以下の教育に及ぼす影響などにかんがみ、その入学者選抜方法の改善を強く要望する。

#### (7) 教員の資質向上

この点に関して答申では、教員の資質の向上を図る方策として「教員養成・免許制度の改善」、「採用の改善」、「初任者研修制度の創設」、「現職研修の体系化」についてふれている。

その中で教員養成については、教員に広く人材を求める観点から、現行の開放制を維持すべきであるが、現在の教職課程の在り方、社会人の活用等には解決すべき問題が少なからず見いだされるので、その速やかな改善を図る必要があるとして、以下の点を指摘している。

ア 教員養成における教科・教職科目の内容については、近年の児童・生徒の状況、小・中・高等学校等の教育内容の変化等に対応する観点から見直す。

イ 教育実習については、初任者研修制度の実施との関係も考慮しつつ、実習の期間、内容等を含め、見直すとともに、小・中・高等学校等の各段階に応じて、観察・参加・授業実習等の配分等について検討する。

ウ 教職課程をとらなかつた学生や社会人で教員免許状の取得を希望する者のため、必要に応じて半年から一年程度の教職に関する特別の課程を設置することができるようにする。

エ 教員免許制度については、高等学校教育における多様化への対応、職業等の教科における優れた人材の確保、外国語教育の充実などの観点から、その柔軟化を図る。



オ 社会人の活用を図り、学校教育を活性化するため、都道府県教育委員会で認定できる特別の免許状制度を創設する。また、非常勤講師については、免許状を有しなくても教科の一部領域に係る授業を担当し得よう免許制度上の特例措置を講ずる。

さらに、臨教審が強調した点は、初任者研修制度の創設であった。つまり、「教職生活へのスタートに際して現職研修を行い、新任教員が円滑に教育活動へ入っていけるよう援助することは重要である。このため、国・公立の小・中・高等学校および特殊教育諸学校の新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させるため、次のような考え方に立って初任者研修制度を導入すること」とし、早急に具体策を検討するとして、次のように指摘している。

ア 新任教員に対し、採用後一年間、指導教員の指導のもとにおける教育活動の実務およびその他の研修を義務づける。

初任者研修制度の実施に当たっては、校長のリーダーシップのもとに、指導教員を含め学校全体としての協同的な指導体制を確立することが肝要である。

イ 新任教員を配置した学校に対しては、特別の指導教員を配置するほか、各都道府県においては、研修担当指導主事の配置を含め、研修体制の整備を図る。

ウ この制度の導入に伴い、教員の条件附採用期間を六か月から一年に延長する。

#### (8) 国際化への対応のための諸改革

時代の変化に対応するための改革のひとつとして、「国際化」の波は、避けて通るわけにはいかない時代的变化である。そのための諸課題として答申では、①帰国子女・海外子女教育への対応②留学生受け入れ体制の整備・充実③外国語教育の見直し④日本語教育の充実⑤国際的視野における高等教育の在り方等がもりこまれている。

その諸課題を解決するために、自らの手で国際化を進める教育システム（新機軸のすすめ）

の基本が示されている。それは(ア)学校においては、指導方法、カリキュラムの研究開発等を進め、また、地域社会においては、幅広い国際的交流を図るなど、種々の創意工夫を積極的に行うことが望まれる。(イ)国や地方の関係機関は、これらの創意工夫を可能ならしめ、かつ、助長するよう、先例にとらわれることなく自ら率先して新機軸を打ち出す必要がある。また、国際理解のための教育の教材センター的な機能の強化を図るほか、それぞれの場における具体的な国際化の試みに関する情報の交換・普及を促進する。(ウ)以上を集大成し、国としての政策方向をも盛った「教育の国際化白書」を作成する。

そして、いくつかの具体的提言がなされているが、例えば、「国際的に開かれた学校」として(ア)帰国子女、外国人子女を受け入れる場合、その学校に相談窓口や日本語教育の中核となる専任教員の配置を進めるとともに、海外経験教員の積極的な活用、外国人教員の招致を推進する。(イ)国際化時代の新しい教育計画・方法等の研究開発・普及を図るため、帰国子女、外国人子女、一般の日本人子女が共に学ぶ初等または中等の学校（新国際学校）の設置を図る。(ウ)高校生の外国の高等学校における修学を日本国内における履修とみなし得るような措置を講ずる。としている。

また、「国境をこえた人材の育成—留学生への対応—」では、(ア)留学生については、その受け入れ体制全般にわたる整備・充実が緊要であるが、とくに、生活上の人的な触れ合いの場の確保、帰国留学生へのアフターケアの拡充など、気持ちの通う対策に、より一層配置していく必要がある。(イ)教育交流の一層の促進を図る観点から、日本の高等教育機関における外国人学生の短期の修学の機会の拡大についても検討する、となっている。

#### (9) 情報化への対応のための諸改革

情報化社会といわれている現代、答申ではこの情報化に対応した教育に関する原則がのべられている、それは次の通りである。

情報化に対応した教育を進めるに当たっては、

情報化の光と影を明確に踏まえ、マスメディアおよび新しい情報手段が秘めている人間の精神的、文化的発展への可能性を最大限に引き出しつつ、影の部分を補うような十全の取組みが必要である。このような見地から、情報化に対応した教育は、以下の原則にのっとり進められるべきである。

ア 社会の情報化に備えた教育を本格的に展開する。

イ すべての教育機関の活性化のために情報手段の潜在力を活用する。

ウ 情報化の影を補い、教育環境の人間化に光をあてる。

その原則にしたがって、①初等中等教育や社会教育などへの情報手段の活用と情報活用能力の育成②高等教育や学術研究への情報手段の活用と人材の育成等が指摘されている。

以上のような情報化への対応の基本原則をふまえ、それらを実現すべく方策として、「情報化社会型システムの構築」と「情報環境の整備」が取り上げられている。この点は、今後の生涯学習にとって重要な意味をもつので、その提言をそのままあげておきたい。

#### ① 情報化社会型システムの構築

新しい情報化社会をリードする教育を本格的に展開するとともに、様々な情報手段の潜在力を最大限に活用して、「開かれた学校」への転換を促進し、多様な教育機関を結ぶネットワークの形成を促すなど教育の活性化を推し進める必要がある。このため、多様な学習要求にこたえ、学習者の自発性・創造性を高めるよう、あらゆる情報技術を活用した新しい教育システム、「情報化社会型システム」の構築を目指して、以下のような点に留意しつつ研究・開発体制を整備する。また、その成果を広く社会に波及させる必要がある。

ア 情報活用能力の育成に本格的に取り組むため、その教育内容・方法について検討する。

イ 教育の各分野に最適なメディア教材を研究・開発する体制を整備する。

ウ 教員が各メディア機器・教材の利用に積極

的かつ柔軟に取り組み、子どもたちの自発的学習を支援する役割が果たせるような体制を整備する。

エ 情報機器のもつ影の部分などの問題を検討するための研究体制を整備する。

#### ② 情報環境の整備

望ましい情報化社会を構築していくために、本格的な情報基盤の整備を進める必要がある。その際、社会全体の画一的な情報化を避け、多様性をもつ社会の構築を目指すとともに、従来文化との連続性や諸外国との関係に十分留意する。

ア 学校をはじめとする様々な教育施設を本格的な情報環境として整備する。

イ 社会の要請に応じて、データベースを開かれたものとして構築するとともに、簡易なデータベース構築システムを開発する。

ウ 情報手段の発達により増大する擬似環境（モデル化された人工環境）を教育分野に積極的に活用する。

エ テレビ等マスメディアの積極的側面を生涯学習のなかで活用する。

#### (10) 教育費・教育財政の在り方

高等教育財政の在り方についてはすでに述べたので、ここではその他のことについて取り上げたい。教育費・教育財政に関する答申内容は、主に①官・民の新しい役割分担と協力体制②教育財政の充実と重点配分③教育財政の合理化・効率化④民間活力の導入⑤家計の教育費負担の軽減等が課題となっている。

特に、この教育財政で注目しておきたいことは、「教育・研究・文化・スポーツへの重点的な資源配分」の指摘である。それは単に資源配分ということのみにとどまらず、日本の今後の見通しが教育との関連でいわれているということである。提言は次の通りである。

二一世紀に向けての我が国の①国際社会への新しい貢献、②内需主導型の産業構造への転換、③知識集約型の高付加価値産業の新しい成長、④余暇ならびに選択の自由の増大に伴う生活の質の向上、⑤グローバルな視点からの国際相互理解の深化と日本文化の個性の再発見の必要性など

の時代の要請を考慮に入れ、官・民を含め国民経済全体の中で、今後の我が国の諸投資の重点を教育・研究、文化・スポーツの振興に置き、その実現のために必要な資源が積極的かつ効果的に配分されていくよう最善の努力をすることを提言する。

### 3. 臨教審答申と教育改革立法の動向

これまで、臨時教育審議会答申について、重要と思われる点について記述・整理した。その後、その答申を受けて、法令関係の改正がどう行われたかについて、1990年10月現在の時点までの主な事項について取り上げると次の通りである。

《法律》

- ・学校教育法の一部改正(1987年9月)
  - ☆ユニバーシティ・カウンシル(仮称大学審議会)の創設。
- ・国立学校設置法の一部改正(1988年5月)
  - ☆大学院の形態として独立研究科等多様化の促進、大学入試センターの設置形態、機能の検討「共通テスト」の創設等。
- ・教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(1988年5月)
  - ☆初任者研修制度の創設、現職研修の体系化。
- ・学校教育法の一部改正(1988年11月)
  - ☆高等学校の修業年限を3年以上とする方向で弾力化、技能連携のあり方の拡大等。
- ・教育職員免許法等の一部改正(1988年12月)
  - ☆教員養成・免許制度の改善。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(1990年1月廃案)
  - ☆教育長の任期制、専任制の(市町村)の導入。
- ・臨時教育改革推進会議設置法案(1989年6月廃案)
  - ☆教育改革の推進
- ・生涯学習の進行のための施策の推進体制等の整備に関する法律(1990年6月)

☆生涯学習機会、体制の整備等。

《政令・省令等》

- ・社会教育主事講習等規定の一部改正(1987年2月)
    - ☆社会教育指導者の確保と資質の向上。
  - ・国立学校設置法施行規則の一部改正及び国立大学共同利用機関組織運営規則の一部改正(1987年5月)
    - ☆大学と社会の一部連携強化。
  - ・学校教育法施行規則の一部改正(1988年2月)
    - ☆高校生の外国の高校における修学を日本国内における履修とみなす措置を講ずること。
  - ・学校教育法施行規則の一部改正(1988年3月)
    - ☆単位制高校の設置。
  - ・単位制高等学校規定(1988年3月)
    - ☆単位制高等学校の設置。
  - ・文部省の組織令の一部改正(1988年6月)
    - ☆社会教育局の生涯学習局への改組・再編等文部省機構の整備。
  - ・学校教育法施行規則の一部改正(1988年10月)
    - ☆帰国子女に対する高等学校等への入学・編入学機会の拡大。
  - ・学校教育施行規則の一部改正(1989年3月)
    - ☆教育内容の改善等。
  - ・教育職員免許法施行規則の一部改正(1989年3月)
    - ☆教員養成・免許制度の改善。
  - ・教科用図書検定規則(1989年4月)
    - ☆教科書制度の改革。
  - ・大学院設置基準三条(修士課程)、学位規則、学校教育施行規則70条等制度“弾力化”改正(1989年9月)
    - ☆大学院の改革。
  - ・教育職員免許法施行規則の一部改正(1990年3月)
    - ☆教員養成・免許制度の改善。
- 《告示》

- ・大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(1985年9月)

☆高等専修学校卒業者に対する大学入学資格の付与。

- ・幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領(1989年3月)

☆教育内容の改善。

- ・義務教育諸学校教科用図書検定基準、高等学校教科用図書検定基準(1989年4月)

☆教科書制度の改革。<sup>(20)</sup>

以上が、教育改革立法の動向である。それぞれの法令の改正が、臨教審答申のどの部分を改正したのかという具体的な内容について解説することは、残念ながら紙数の都合で割愛したい。

#### 4. 生涯学習の基盤整備について

##### —第14期中央教育審議会答申—

##### (1) 生涯学習の基盤整備の必要性

中央教育審議会は、1989(平成元年)年4月、文部大臣から「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」諮問を受け、同年6月後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題を検討する「学校制度に関する小委員会」(後述する)及び生涯学習について検討する「生涯学習に関する小委員会」を設置して審議を進め、1990(平成2)年1月30日に「生涯学習の基盤整備について」を答申<sup>(21)</sup>した。これは、1981(昭和56)年の「生涯教育について」(第12期中央教育審議会答申)や先の臨教審答申の教育改革を引き継ぐかたちで、今後の基盤整備の方向を打ち出したものである。

国民の所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行等に伴い、学習自体に生きがいを見いだすなど人々の学習意欲が高まっていることに加え、科学技術の高度化や情報化・国際化の進展により、絶えず新たな知識・技術を習得する必要が生じていること、さらに今後の産業構造や就業構造の急激な変化、本格的な高齢化社会の到来に備えて、生涯学習の基盤整備を検討

している。

生涯学習における学校(小・中・高・大学及び専修・専門学校等)の役割と、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設や民間教育事業(カルチャーセンターなど)の活用など、学校、地域、職場等を通じて多種多様な学習機会が提供されるべきだとしている。そして、今後生涯学習を推進するに当たり、特に次の点を留意する必要があると指摘している。

① 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。

② 生涯学習は、必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。

③ 生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。

以上の観点から、次のような課題をあげている。まず第一は、学習者が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう、学習情報を提供することや学習者のための相談体制を整備することである。第二は、潜在的な学習需要を持つ人々に対しても適切な配慮を行い、併せて学習意欲を高めるための啓発活動や学習の成果の評価を行うなど、生涯学習を奨励することである。第三は、人々の学習需要に対応した学習機会を確保するため、生涯学習施設相互の連携を図ることである。第四は、以上の課題を踏まえて、生涯学習を総合的に推進するため、関係行政機関等の各種の施策に関しては、連絡調整を図る体制を整備することである。

##### (2) 生涯学習の基盤整備のための施策

ここでは生涯学習の基盤整備のための施策として、国・都道府県・市町村における生涯学習の推進体制、地域の生涯学習の中心機関、生涯学習活動重点地域、民間教育事業の支援の在り

方について検討している。

生涯学習の推進体制については、国における連絡調整組織、都道府県及び市町村における連絡調整組織に言及しているが、とりわけ重視しているのに、地域における生涯学習推進の中心機関としての「生涯学習推進センター」設置の提言である。

この生涯学習推進センターは、学習機会の提供、学習機会の選択、自主的な学習活動の援助、生涯学習の情報提供等の生涯学習を支援する体制を整えた所として、次のような事業を行うことが重要だとしている。

- ① 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること
- ② 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること
- ③ 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること
- ④ 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること
- ⑤ 生涯学習の成果に対する評価に関すること
- ⑥ 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること、なお、放送大学との連携・協力を行うこと

さらに生涯学習推進センターがその機能を十分に果たしていくためには、生涯学習に関して幅広い知識経験を有する専門的職員を配置する必要がある。センターには、学習情報の収集・整理・提供、学習相談、学習プログラムの研究・企画、指導者研修などについて十分な知識経験を有する専門的職員が不可欠であり、このような資質能力を有する者の養成確保を図らなければならないとしている。

この生涯学習センター方式は、すでに都道府県で実行されている段階にあり、たとえば、日本社会教育学会の課題研究「地域における生涯学習の現段階」<sup>(22)</sup>で発表された群馬県生涯学習センターでは、生涯各時期における学習プログラムの開発の研究が進められている。

## 5. 新しい時代に対応する教育の諸制度の改

## 革について

### —第14期中央教育審議会答申—

#### (1) 高校教育の問題点と改革の視点

1991(平成3)年4月19日、中央教育審議会は「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」を答申<sup>(23)</sup>した。審議会は現在の教育のゆがみを正し、子供の心の抑圧を軽減し人間性の回復を図る、との基本的な考え方に立って、高校教育について検討しその改革の視点をうちだしている。

まず、高等学校の現状と問題点について指摘しているが、要約すると次の通りである。

《社会の変化と高等学校》進学率の急上昇で国民的教育機関へと性格を変えた高校の、多様な生徒に対する教育内容が十分でない。

《青少年の変化》学校関係者の思いも寄らぬほど多様化した高校生に、高校は従来通りの一斉指導方式の授業や、固定した校則、生徒指導で対応してはいないだろうか。

《画一的な教育》高校教育が大学進学準備の中心になりがちで、画一的な教育に高校を追い込み、人間教育や心身の健全な育成が軽視されがちである。

《受験競争の激化》子供ばかりでなく家庭も巻き込んだ受験競争は深刻な社会問題となり、青少年のその後の人間形成に悪影響を及ぼすことが懸念される。

《不本意入学・中途退学の増加等》偏差値偏重の高校進学指導により、高校生の少ない部分が高校教育に適応できていないでいる。校風や特色を踏まえて学校を選ぶ習慣を一般化させ、中途退学者の復学を容易にする措置を講ずるべきである。

このような現状を踏まえて、高校教育の改革の視点と生涯学習の視点から検討し提言しているが、高校教育の改革の視点について以下のことを指摘している。

《量的拡大から質的充実へ》個々の生徒の特性にきめ細かく対応することができるよう、教育条件の充実も含め、その質的充実を目指すこと。

《形式的平等から実質的平等へ》単なる形式的・画一的平等から、生徒の個性に応じた実質的平等を目指す。このためには、生徒がそれぞれの個性に応じて学校・学科や教育内容等について多様な選択ができるシステムにすることが重要である。

《偏差値偏重から個性尊重・人間性重視へ》高校教育の改革を進めるためには、受験競争を緩和することが不可欠であり、このためには、入学者選別において評価尺度の多元化・複数化を図るなどの諸方策を講じていくことが必要である。これにより、偏差値偏重や受験競争による心的抑圧から生徒を解放して、それぞれの個性を尊重し、人間性を重視する教育を目指すことが大切である。

#### 生涯学習の視点からの改革

高等学校をはじめとする学校教育が抱えている問題点を解決するためには、学校教育のシステム自体を改革することはもとより、広く生涯学習の視点からその改善策を考える必要があるとし、社会のさまざまな教育・学習システムが相互に連携を強化して、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を評価するような生涯学習社会を築いていくことが望まれるとしている。

#### (2) 後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題

ここでは「高校教育の改革」と「受験競争の緩和」等が検討されている。

高校教育の改革では次の点が述べられている。

##### ① 学校・学科制度の改革

《学科制度の再編成》総合的な新学科、職業学科の再編成、普通科における職業教育の充実等の改革が必要。

《新しいタイプの高等学校の奨励》

《4年制高等学校の検討》

《高等専門学校分野拡大》

##### ② 教育内容・方法の改革

《単位制の活用》

《高等学校間の連携の推進》

その他に、「学校・学科間の移動」、「教育上の例外措置」、「支援措置」等の必要が指摘されている。

#### 受験競争の緩和

##### ① 大学入学者選抜の改善

改革の基本方向として3点あげている。

ア できるだけヴァリエティに富んだ個性や才能を発掘、選抜するため、点数絶対主義にとらわれない多面的な評価方法を開発する。

イ 少数の有力大学を頂点として大学全体が序列化されるのではなく、多くの大学が、教育・研究において、特色を発揮し、競い合い、多選択型競争を促す構造、すなわち多峰型のシステムになる方向を目指す。

ウ 入試に関する情報を広く公開する。

以上を踏まえて、次のことを検討している。

《評価尺度の多元化・複数化》

《推薦入学制度の改善》

《分離・分割方式への統一と比率の適正化》

《大学入試センター試験の活用》

##### ② 高等学校入学者選抜の改善

ここでは、中学校と高等学校との接続の問題点とそれらの改善、中・高等学校の教育課程について、入学者選抜の観点から検討されている。

#### (3) 生涯学習社会への対応

先にも示したように、学校教育の抱える諸問題を解決するために生涯学習社会の構築を目指し、1990（平成2）年の答申「生涯学習の基盤整備について」との関連に立脚して、「生涯学習における学校の役割」、「生涯学習の成果の評価」等を検討している。そして、改革の実現のために、企業・官公庁へ、大学へ、高等学校へ、家庭への協力要請と連携をといっている。

目立った点は、官公庁への要請である。高校生以下の心的抑圧を取り除くため、大卒者採用に関し独自の評価方法を開発し、採用の仕組みや新しい評価方法をあきらかにするとともに、採用における年齢制限の撤廃、緩和を要請している点である。

## 6. 教育改革の課題

これまで、臨時教育審議会答申、第14期中央教育審議会答申について外観してきた。改革の基本は、臨教審答申の路線に基づいている。この一連の答申と、日本の現実の教育とを合わせて教育改革について考えてみると、その改革にあたって、さまざまな課題が残されている。ここでは、その主な点を指摘しておきたい。

第一点は、生涯学習体系の問題である。21世紀に向けての教育改革の基本課題が、従来の学校教育中心から生涯学習体系へ転換し、生涯学習社会の実現そのための体制づくりが、答申の教育改革の基本目標だったといえるだろう。前にも指摘しておいたが、いまひとつ生涯学習体系の全容がはっきりしていないということである。前述した法令の改正をみても、現在あるものの手直し（つぎはぎ）の感はまぬがれない。今後は、国家の上からの改革だけではなく、国民の学習権に根差した生涯学習体系が社会全体の中にどう位置づくのか、国民的議論が必要だろう。なぜならば公教育というものは、国民の教育権を公的機関が保障するという立場を見落としてはならないからである。

第二点は、体系化した場合の管理体制の問題である。日本の教育はその歴史を振り返ってみると、中央集権的な教育管理が強力であり、教育の官僚制機構が根強くそのため管理教育の弊害が指摘されてきた。その点から考えると将来社会全体が生涯学習体系で固められたとしたら、公的生涯学習管理体制ができかねない。公的教育統制になると、それ以外の自由な教育・文化活動をどう評価するのか気になるところである。もちろん答申では民間活力との連携をうたっているが、しかし文部省・教育委員会事務局の独走を監視する具体的な方策については触れられていない。この点は、今後の重要課題である。

第三点は、教育目標についてである。答申は21世紀のための教育の目標として①ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力、②自由・自律と公共の精神、③世界の中の日本人の3項目に

まとめている。その目標をみるかぎりでは、なんら異論はない。しかし、現実に適応していくと、いくつか問題がうかび上がってくる。一つには、世界の中の日本人の育成である。実際に学習指導要領の改定による実施では、国民形成に関しては国旗・国家の取り扱いに象徴されるように、むしろ規制は強化されているといわねばならない。

二つには、初等中等教育課程の力点と評価である。従来は教科に関する力点・評価は《知識理解》《技能》《態度》であったのが、今回の改正では《意志》《態度》《表現力》《能力》になったことである。はたして現行のカリキュラムでこれらをどう評価し伸ばすのか、大いに問われているところである。

第四点は、個性重視・ゆたかな創造力を開発する教育課程編成の問題である。ゆたかな創造力についての臨教審の考えは、「芸術、科学、技術等のあらゆる分野においてのゆたかな創造力」なのである。そうした創造性についての考え方は、一面的すぎるのではないか。創造性は能力的側面と性格的側面があって、それらは複合的能力概念としてとらえるべきである。そうすると、創造能力のみではなく、《自己実現の創造性》《創造的人格》という自己啓発的なことも考慮されるべきであり、そのことなしに個性重視はあり得ない。創造性・独創性・独自性はいつてみれば、個性をぬきにしては考えられないからである。もしも、自己実現の創造性と個性の開発を目指すのであれば、従来の教科中心の教科カリキュラムでは実現不可能である。むしろ基礎・基本をおさえながら、思い切った《経験カリキュラム》を開発すべきである。そうすれば《表現力》も豊かになろう。カリキュラムの思い切った改定こそが急務である。

第五点は、日本的体質の克服の問題である。明治5年以来、日本の産業化・近代化と抱き合わされた教育の出世主義（学歴主義）が生み出した学校格差・学閥は、一流高校→一流大学→一流企業志向を生み出している。おまけに企業では、終身雇用制・年功序列に集団主義的経営

を売り物にしている。その没個性的な日本の体質に、個性主義・創造主義の教育改革を接ぎ木したらどうなるのか。第14期中教審答申で「日本の経営が個性と創造性を必要としているのなら、採用の仕組みを抜本的に改革し、目を見張らせる独自の評価方式を開発していただきたい。企業が大学の既成の序列を動かし、新しい人間の評価方式を開発するのだというくらいの気概で当たっていただきたい」と、企業・官公庁に改革の要請をしているが、就職の「青田買い」がまかり通り、大学入試改革で推薦制を導入したら、これもまた進学希望者の「青田買い」がはじまり、高校の担任教師が数十通の推薦書、調査書を作成するために、時期的に高校生活の二大行事というべき文化祭・体育祭に支障をきたしているという現場からの声も出ている。<sup>(24)</sup> どう克服して行くのか、今後の大きな課題である。

以上、大切な課題をあげてみたが、ある教育問題に対する改革・解決措置をとれば、そこからまた新たな問題が発生するといった具合に、万能薬的教育改革のプログラムはない。そこが、改革の難しさである。

### Ⅲ 日・中の教育改革の方向

#### 1. 教育改革の共通の課題

これまで、現代の日・中教育改革の動向と課題について取り上げてきた。両国の間には、国の体制、思想・イデオロギーの違いが存在している。したがって、両国を同じ天秤にかけてうんぬんするわけにはいかないが、教育をめぐって両国が抱えている共通な方向・課題（質的違いはあるが）をここで取り上げてみたいと思う。

その一つは、量的拡大から質的向上への動向と課題である。

中国は建国以来、教育の量的拡大が最大の課題であったが、前述した通り現在は質的向上に教育政策の転換を図っている。日本の場合も、以前から質的改善（充実）が常に課題になっている。この点は単に両国間の動向ではなく、国

際的にも1980年代以降は量的拡大から質的向上に教育の焦点が移行してきている。

その二つは、教員の質的向上である。

日本の場合は、教員養成（免許制度の改善）、初任者研修制度の創設、現職研修の体系化の方策を打ち出しているのに対して、中国の場合は教員の社会的地位の問題、待遇改善の問題、住宅問題等も含めて教員の質の向上が大きな課題になっている。

その三つは、高等教育の重視である。

それはなにも両国の課題のみでなく、国際的な動向である。高度な科学技術の発展にあわせて、高質の人材の養成は当然の帰結である。中国の高等教育については、十分に述べる機会がなかったが、この点については、1991年11月11、12日に行われた「第3回日中學術シンポジウム」（東洋大学国際交流センター主催）で、華中理工大学高等教育研究所所長姚啓和氏の「21世紀に向かって、現代化人材を養成する大学教育について」<sup>(25)</sup>の報告が、現代中国の高等教育の重視政策を指摘している。

その四つは、道德教育の強化である。

中国の場合は、政治思想教育と道德教育が重視されている。今の政治思想及び道德教育は、現在の改革、情勢に適應していないので、新たな改革解放・社会主義商品經濟發展段階のもとでの政治思想及び道德教育の重視を求めている。日本の場合は、教育課程編成が「教科」「道德」「特別活動」になっていて、初等中等教育の改革で「道德の充実」が強調されている。この道德教育の件についても、国際的な動向として再評価される傾向にある。その背景に青少年の非行、校内暴力やモラルの喪失、社会的無関心、家庭の崩壊等に対する危惧がある。

その五つは、受験競争の緩和である。

この受験競争の問題は、臨教審答申はもとより第14期中教審答申でも改革の焦点になった問題のひとつである。厳しい入試選抜制度があるために、入試地獄といわれるほど予備校・学習塾まで動員しての大規模な受験戦争が行われている。中国でも日本と同様、受験競争の緩和



を教育改革の重要課題としている。この受験競争は、東アジアの国つまり日本、中国、韓国、台湾の国々でとりわけ問題になっている。

その六つは、基礎・基本の重視である。

それはごく当然で、基礎・基本の充実をはかり学力水準の向上を目指すことは、国際的潮流でもある。

## 2. 教育改革の異なる課題

ここでは、特に中国の改革の特色について見てみたい。

その一つは、社会主義建設と経済発展（四つの現代化）との関連で教育改革を志向していることである。

中国は21世紀の中頃までに、中等発達国家の経済水準に達するという高い要求を打ち立てている。それはかつての日本がとってきた、西洋諸国に追いつけ、追いこせの教育と似た点がある。経済水準の向上は、中国にとって緊急課題であるが、急激に経済の効率を教育に求め無理を強いることがあってはならないだろう。効率中心に走った日本の教育が、経済面での成功の裏にどのような弊害（病理）を生み出したか注視する必要がある。

その二つは、教育法制化の課題である。

中国にとって今、教育法の法制整備は急務である。1986年7月1日、中華人民共和国義務教育法が施行された。国の教育制度を、法的に保証していくことと、地方分権を拡大して地方の実情に合わせた運用も考えている。人民の教育権を法律によって保障し、教育の機会を国家が保証していくうえでも、法制化していくことは重要課題である。

日本は逆に、教育の規制緩和が改革の基本方針になっている。従来の規則が時代の変化に対応できなくなっていることなどから、現規制の見直し、緩和が打ち出されている。

その三つは、人材養成のための職業技術教育の重視である。

経済発展の要として、職業技術教育を重視するのは当然だろう。社会教育、企業内教育においても、その人材養成が重要な課題となってい

る。その点日本においては、職業教育はあまり振るわない。公共職業訓練や学校での職業教育は、あまり振るわない。その理由は、企業内教育が充実していることや、青少年の進学率が高いこと、また失業問題が全般的に深刻でないということなどがあると思われる。臨教審答申も、生涯学習を文化、スポーツ、レクリエーション、趣味・娯楽を重視する傾向が強い。もちろん、答申では、職業能力の開発も強調しているが、具体的方策に欠けている。

その四つめは、非識字者教育と少数民族教育の課題である。そのことは、前にも課題として取り上げた通りである。

以上、日・中両国の教育改革の課題についてみてきたが、国それぞれの抱えている課題は、それぞれの実情に対応したものである。今後これらの課題解決に取り組むわけだが前述した通り、中国にとっては「教育経費・財政」の問題はより大きな課題である。これは多難を極める問題であるが、しかし建国以来の教育の発展の早い速度からして、その実現はそう遠くはないだろう。

## おわりに

日本、中国に限らず、国際的には今日まさに教育改革の時代である。先進諸国も開発途上諸国にしても、それぞれの教育課題を抱えて改革に乗り出している。情報化社会、国際社会の到来、変化していく世界情勢にあって、どの国もこれらの変化に対応しながら自国の課題と教育を抱き合わせて未来を志向している。今回は、王氏との共同研究で、中国と日本の教育改革についてまとめた。日本の教育改革に多くのページをさいたのは、王氏の日本での研究のまとめもかねているからである。なお、この論文の日本語記述についての文責は比嘉にある。この研究は、「アジアの教育改革と課題」（私学振興財団の助成資金）の一環として行なったものである。

注

- (1) 韓国教育開発院『国家長期発展構想教育部門報告書』民族文化文庫刊行会 1986年
- (2) 「政府工作報告」中国教育年鑑編集部『中国教育年鑑』1998年度人民教育出版社
- (3) 「解放思想 深化改革と教育事業の振興」前掲『中国教育年鑑』
- (4) 大塚 豊「中国一変動のはざままで揺れる教育—馬越 徹『現代アジアの教育—その伝統と革新』1989年 東信堂 89頁
- (5) 「成人教育」前掲『中国教育年鑑』236～237頁
- (6) 山口 真「世界の識字運動」日本社会教育学会編『国際識字10年と日本の識字問題』東洋館出版社 1990年 27～28頁
- (7) 「少数民族」前掲『中国教育年鑑』249～250頁
- (8) 「我が国の教育発展計画と展望」中華人民共和国国家教育委員会教育計画事務局 周貝隆主編『面向21世紀の中国教育—国情・需要・計画・対策』高等教育出版社
- (9) 「中華人民教育法」北京 1986年(規約集)
- (10) 本間一彦「現代中国の教育改革—義務教育段階における改革—」『教育学研究紀要』第5号 明星大学教育学研究室 1990年 87頁
- (11) 本間一彦 前掲論文 89頁
- (12) 本間一彦 前掲論文 87頁
- (13) 比嘉佑典・島袋 勉共著『教育学講義』学苑社 1986年 167～170頁
- (14) 文部省『文部統計要覧』平成3年度版(1991年)
- (15) 市川昭午著『教育改革の理論と構造』日本の教育 第6巻 教育開発研究所 1990年 65頁
- (16) 市川昭午 前掲書 61頁
- (17) 市川昭午 前掲書 76～77頁
- (18) 臨時教育審議会「教育改革に関する第1～4次答申(抄)」は『解説・教育六法』三省堂 1991年度版に収録されてるものから引用・参考にした。
- (19) 臨教審第一次答申
- (20) 「教育改革立法の動向」前掲書『解説・教育六法』所収の、重要部分を抜き出し筆者が整理し直した。
- (21) 「生涯学習の基盤整備について(答申)」『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革—第14期中央教育審議会答申—』文部省 1991年 5月
- (22) 日本社会教育学会第38回大会『発表要旨集録』日本社会教育学会 1991年
- (23) 前掲書 第14期中央教育審議会答申
- (24) 下橋邦彦「論壇・大学入試は高校卒業後に」朝日新聞 1992年 1月 10日
- (25) 『第3回日中学術シンポジウム報告論集』東洋大学国際交流センター 1991年

参考文献

- 「中国教育発展と改革綱領(草案)」  
 奥田真丈・河野重男・有園 格編『教育改革の基本視座』教育出版社 1985年  
 奥田真丈・河野重男・鹿島邦宏編『中学校・高等学校の教育改革』教育出版社 1985年  
 高梨 昌『臨教審と生涯学習』エイデル研究所 1987年  
 『第14期中央教育審議会審議経過報告』文部省 1990年  
 『臨教審以降の教育政策—個性化・自由化・ナショナルリズム—』日本教育社会学会第43回『発表要旨集録』日本教育社会学会 1991年  
 ブライアン・サイモン、堀尾輝久『現代の教育改革—イギリスと日本—』エイデル研究所 1987年  
 市川昭午 前掲書  
 吉田辰雄「アジア地域における各国の進路指導の国際比較研究(1)、(2)」『アジア・アフリカ文化研究所研究年報』24, 25号, 1989年, 1990年